













政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票

整理番号	3000079	2	1	枚目
会派名	自由民主党			
議員名				

<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄				会派承認欄				
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	H30.9.4	 		H30.9.3					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	H30.9.4			H30.9.3					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)				起案日	支払完了報告			
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費	支払件数	年	月	日	H30.10.2	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	人件費	1	30	10	2	承認日				
<input type="checkbox"/>	事務費					H30.10.3				
特記事項(第三者機関)						特記事項(会派)				
						整理番号 3000007-1, 事前審査済				

政務活動費 支出額 (振込手数料を含む)	2,988円	内、振込手数料	0円
支出内容	(9月分) 北陸中日新聞 自由民主党控え室新聞購読料 銀行口座引き落とし(10月2日の予定) 口座振替日 2日(金融機関休業日の場合は翌営業日)		
積算根拠	朝刊のみ 北陸中日新聞 1ヶ月 2,988円(税込)	価格の 説明	
購入(依頼)業者	富山市安野屋 2-1-22 北陸中日新聞 富山中央専売所	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

**口座振替済通知書兼領収証** 平成30年 9月

富山市役所 お問合せNo. 4299  
2区 66.00

**富山市議会 自由民主党 様**

銘柄名	冊数	金額	備考	合計金額
北陸中日新聞朝刊	1	2,988		2,988円 (本体:¥2,767) (消費税:¥221)

毎度ご愛読いただき、ありがとうございます。

購読料のお支払には、便利な口座振替やクレジット決済もご利用いただけます。

領収日 平成30年 10月 2日

北陸中日新聞  
富山中央専売所  
代表 高柳 康弘  
〒930-0087 富山市安野屋2-1-22  
TEL.076-432-7022 FAX.076-432-7023

領  
北陸中日新聞  
収



№3000079

8

年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-09-18	振込資金	*2,885	インテネット代	*12,144,542
2 30-09-25		*6,127	SMBC(シブフン)ダイ	*12,138,415
3 30-09-25*		*79,340	普通預金 村上議員	*12,059,075
4 30-09-25*		*79,340	普通預金 成田議員	*11,979,735
5 30-09-25*		*79,340	普通預金 高道議員	*11,900,395
6 30-09-25*		*79,340	普通預金 石森議員	*11,821,055
7 30-09-25*		*96,760	普通預金 松村議員	*11,724,295
8 30-09-25*		*3,072	普通預金 泉議員	*11,721,223
9 30-09-25*		*320,000	給料	*11,401,223
10 30-09-25*		*19,200	労働保険料	*11,382,023
11 30-09-26		*3,093	シブフンダイ(セテ)イ	*11,378,930
12 30-09-27		*11,880	ダイチレンタ	*11,367,050
13 30-09-28	新聞代金	*3,072	北日本新聞	*11,363,978
14 30-09-28		*7,093	フジマシブフンホ	*11,356,885
15 30-10-02		*2,988	チユウニシブフ	*11,353,897
16 30-10-02		*3,072	トヤマシブフン	*11,350,825
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)

1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に\*と表示します。
2. 証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

タケン 〇〇-〇〇  
トリタテ 〇〇-〇〇

お支払いできる日  
お支払できる時間は、所定の  
不遇日に時間経過となります。

8








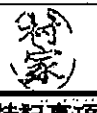



店番号

富山市自由民主党様

北陸銀行

# 政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票

整理番号	3000080	2	1	枚目
会派名	自由民主党			
議員名				

<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄				会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	H30.9.4			H30.9.3						
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日						
<input type="checkbox"/>	会議費	H30.9.4			H30.9.3						
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)				起案日	支払完了報告				
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費	支払回数	年	月	日	H30.10.2	代表者	経理責任者	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/>	人件費	1	30	10	2	承認日					
<input type="checkbox"/>	事務費					H30.10.3					
特記事項(第三者機関)						特記事項(会派)					
						整理番号 3000080-1 で事前審査済					

政務活動費 支出額 (振込手数料を含む)	3,072円	内、振込手数料	0円
----------------------------	--------	---------	----

支出内容	(9月分) / 富山新聞 自由民主党控え室新聞購読料 銀行口座引き落とし (10月2日の予定) 口座振替日 2日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)		
積算根拠	朝刊のみ 富山新聞 1ヶ月 3,072円 (税込)	価格の 説明	
購入(依頼)業者	富山市黒崎字塚田割 588 富山新聞販売(株) 富山センター	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

## 領収証

18年 09月分 30年10月2日 No. 520830

お名前 富山市議会 自由民主党 様

ご住所 新桜町 7-38 富山市役所 6F

繰越額  合計金額

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072

 富山新聞販売(株)  
富山センター 奥田販売所  
富山市黒崎588  
TEL 076-493-1160  
FAX 076-493-1140

集金担当 

お陰様で富山新聞は95周年を迎えました。  
引き続きご愛読賜りますようお願いいたします。



No 3000080 8

年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	残し引き残高(円)
1 30-09-18	振込資金	*2,885	インテ-ネット代	*12,144,542
2 30-09-25		*6,127	SMBC(シブフンダイ	*12,138,415
3 30-09-25*		*79,340	普通預金 村上議員	*12,059,075
4 30-09-25*		*79,340	普通預金 前田議員	*11,979,735
5 30-09-25*		*79,340	普通預金 高道議員	*11,900,395
6 30-09-25*		*79,340	普通預金 石森議員	*11,821,055
7 30-09-25*		*96,760	普通預金 松井議員	*11,724,295
8 30-09-25*		*3,072	普通預金 泉議員	*11,721,223
9 30-09-25*		*320,000	給料	*11,401,223
10 30-09-25*		*19,200	労働保険料	*11,382,023
11 30-09-26		*3,093	シブフンダイ(セテ"イ	*11,378,930
12 30-09-27		*11,880	ダイイチレンタ	*11,367,050
13 30-09-28	新聞代金	*3,072	北日本新聞	*11,363,978
14 30-09-28		*7,093	フジタシブフンホ	*11,356,885
15 30-10-02		*2,988	チユウニチシブ	*11,353,897
16 30-10-02		*3,072	トヤマシブフン	*11,350,825
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)

1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日順に\*と表示します。
2. 証券類をお預け入れのときは、お支払い金額順に次のとおり表示します。

タケン- ○○-○○

トリッテ- ○○-○○

▶ お支払いできる日

お支払できる期限は、所定の  
不渡期限時限後となります。

8

普通預金通帳

店番号

富山市自由民主党様

北陸銀行

<b>政務活動費【事後】 審査書 兼 支出伝票</b>					整理番号	3000078	2	1 枚目		
					会派名	自由民主党				
					議員名					
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	H30.10.2	堀	蔵鳥	H30.9.25	村家	高田	高田	●	●
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	H30.10.2			H30.9.25					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input type="checkbox"/>	資料購入費	支払件数	年	月	日	H30.10.2	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	人件費	1	30	10	2	承認日	村家	高田	●	●
<input checked="" type="checkbox"/>	事務費					H30.10.3				
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)					
					整理番号 3000021-1 で事前審査済					

政務活動費 支出額 <small>(振込手数料を含む)</small>	97,934円	内、振込手数料	北陸銀行
			540円
支出内容	8月分 コピーカウント代 (リコーカラーコピーMPC4502 パフォーマンスチャージ料金)		
積算根拠	フルカラーコピーカウント	3,167 カウント	価格の 説明
		53,522 円	
	モノカラーカウント	4,510 カウント	
		13,079 円	
	フルカラープリントカウント	1,483 カウント	
		23,579 円	請求書のとおり
消費税		7,214 円	
合計		97,394 円	
購入(依頼)業者	富山市新根塚町3丁目6番地5 文伸堂 代表 畑田 正浩		<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )
			取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

# 請求書 №3000078

お客様コードNo L0804

No 61-1

2018年 9月 20日 締切分 (20)

930-8510

富山市新桜町7-38

OA機器・スチール家具・PC周辺用品・複合機・プリンター  
 文伸堂 代表 畑田 正浩  
 富山県富山市新根家町三丁目6番地5 〒939-8200  
 tel 076-423-0238 fax 076-425-9340

富山市議会 自由民主党 様

<振込銀行>  
 北陸銀行 中野出張所 普通 6002746  
 富山信用金庫 大泉支店 当座 0901987

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	御入金額	繰越金額	御買上額	今回御請求額
0	0	0	97,394	¥97,394

伝票日付	伝票No	品名	数量	単位	単価	金額
18/ 8/31	914706	リコーカラーコピーMPC4502ハフォーマンスチャージ料金				
		①フルカラーコピーカウント	3,167	カウント	16.9	53,522
		フルカラーカウント今回135651前回132387計3264 ミスコピー控除3% 97御請求カウント3167				
		②モノカラーカウント	4,510	カウント	2.9	13,079
		モノカラーカウント今回353710前回349108計4602 ミスコピー控除2% 92御請求カウント4510				
		③フルカラープリントカウント	1,483	カウント	15.9	23,579
		フルカラーカウント今回50905前回49377計1528 ミスコピー控除3% 45御請求カウント1483				
		■8/1-8/31				
		【税別御買上計 8.0%】				90,180
		消費税等 8.0%				7,214
		【合計】				97,394

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

領 収 証

No. 000557

富山県議会自由民主党様

30年10月2日

金額 ¥ 97,394

現金	
小切手	
手形	
相殺	
振込	✓

但し

北の汁代

上記の金額正に領収いたしました



事務機械・スチール家具・ECO事務用品

BUNSHINDO 文伸堂

〒939-8205 富山県富山市新根塚町3-6-5  
TEL 076-423-0238 FAX 076-425-9340



取扱者印なるものは無効といたします。







№3000078<sup>8</sup>

年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
130-09-18	振込資金	*2,885	インターネット代	*12,144,542
230-09-25		*6,127	SMBC(シブフン)タイ	*12,138,415
330-09-25*		*79,340	普通預金 村上議員	*12,059,075
430-09-25*		*79,340	普通預金 成田議員	*11,979,735
530-09-25*		*79,340	普通預金 高道議員	*11,900,395
630-09-25*		*79,340	普通預金 石森議員	*11,821,055
730-09-25*		*96,760	普通預金 石井議員	*11,724,295
830-09-25*		*3,072	普通預金 泉議員	*11,721,223
930-09-25*		*320,000	給料	*11,401,223
1030-09-25*		*19,200	労働保険料	*11,382,023
1130-09-26		*3,093	シブフン)タイ(セテ)イ	*11,378,930
1230-09-27		*11,880	タイイ子シブ	*11,367,050
1330-09-28	新聞代金	*3,072	北日本新聞	*11,363,978
1430-09-28		*7,093	フジ)タシブ)ンホ	*11,356,885
1530-10-02		*2,988	チ)ウニ)シブ)ン	*11,353,897
1630-10-02		*3,072	ト)マ)シブ)ン	*11,350,825
1730-10-02*		*3,072	普通預金 村上議員	*11,347,753
1830-10-02*		*45,860	普通預金 久保議員	*11,301,893
1930-10-02		振込資金	*97,934	コ)ビ)カ)ウ)ン)イ)ン
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)  
 1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に\*と表示します。  
 2. 証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

タケ金 〇〇-〇〇  
 トリタテ 〇〇-〇〇

お支払いできる日  
 お支払できる期間は、所定の  
 不渡返迄時間経過後となります。

8

普通預金通帳

店番号

**喜山市自由民主党様**

北陸銀行

<b>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</b>					整理番号	3000081	2	1 枚目		
					会派名	自由民主党				
					議員名					
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起算日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	30/9/18	高田	金平	H30.9.11	村家	高田	高田	●	●
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	30/9/18			H30.9.11					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)				起算日	支払完了報告			
<input type="checkbox"/>	資料購入費	支払回数	年	月	日	H30.10.9	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	人件費	1	30	10	9	承認日	村家	高田	●	●
<input checked="" type="checkbox"/>	事務費					H30.10.11				
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)					
					整理番号 3000001-1 で事前審査済					

政務活動費 支出額 (振込手数料を含む)	26,892円,		内、振込手数料	0円
支出内容	(10月分) コピー機リース代 (10月9日の予定) 口座振替日 7日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)			
積算根拠	月額リース料 (リース契約の確認書写し添付) リース料 24,900円 消費税 1,992円 お支払額 26,892円	価格の 説明	リース契約に基づく	
購入(依頼) 業者	東京都港区西新橋1丁目3番1号西新橋スクエア 日立キャピタルNBL株式会社	<input type="checkbox"/> 市内業者 <input checked="" type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし	
証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)				

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

領収証

領収証No.20181019-00269  
2018年10月19日 発行

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。  
下記金額を正に領収いたしました。

お客様名 富山市議会自由民主党 御中

お問合せ番号 4833510

日立キャピタルNB 株式会社  
作成場所：東京都港区西新橋1-3

ご契約者名 富山市議会自由民主党 御中

領収金額	領収日
26892 円	2018年10月09日

振替(又はお振込)金融機関	
金融機関名	北陸銀行
支店番号	富山市役所出張所
口座番号	普通 502****
口座名義	トヨタエデュケーション財団

※お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示しておりません。

No.	ご契約年月	ご契約番号	代交物件	当回数	繰回数	領収金額(税込)円	明細	
							リース料(又は支払)	手数料
1	2014年09月	1031-4798-7900-00	複合機	49	11	26892	24900	0
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
合計		1 件				円 26892	円 24900	円 0

【お知らせ】 ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが表面のお問合せ先までご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

※金額を訂正したものは無効とします。  
※再発行は致しません。

印紙税申告納付につき  
税務署承認済



№ 3000081

年月日	摘要	お支払い金額	お預かり金額	差し引き後高
1 30-09-18	振込資金	*2,885	トクホ1代	*12,144,542
2 30-09-25		*6,127	SMBC(シブフ)ンダイ	*12,138,415
3 30-09-25*		*79,340	普通預金 不上議	*12,059,075
4 30-09-25*		*79,340	普通預金 不上議	*11,979,735
5 30-09-25*		*79,340	普通預金 高崎	*11,900,395
6 30-09-25*		*79,340	普通預金 石碓	*11,821,055
7 30-09-25*		*96,760	普通預金 松野	*11,724,295
8 30-09-25*		*3,072	普通預金 泉	*11,721,223
9 30-09-25*		*320,000	給付	*11,401,223
10 30-09-25*		*19,200	前借保険料	*11,382,023
11 30-09-26		*3,093	シブフンダイ(セブ)イ	*11,378,930
12 30-09-27		*11,880	ダイ仔列	*11,367,050
13 30-09-28	新聞代金	*3,072	北日本新聞	*11,363,978
14 30-09-28		*7,093	フジテレビ	*11,356,885
15 30-10-02		*2,988	手取ニ手シフ	*11,353,897
16 30-10-02		*3,072	トクホシフ	*11,350,825
17 30-10-02*		*3,072	普通預金 不上議	*11,347,753
18 30-10-02*		*45,860	普通預金 久保	*11,301,893
19 30-10-02	振込資金	*97,934	シブフンダイ	*11,203,959
20 30-10-09		*26,892	HC)ヒタFC-NBL	*11,177,067
21 30-10-09*		*28,860	普通預金 江崎	*11,148,207
22 30-10-09*		*12,860	普通預金 高崎	*11,135,347
23 30-10-09*		*12,860	普通預金 榎野	*11,122,487
24 30-10-09*		*12,860	普通預金 石碓	*11,109,627

(5575) 1. 振込の仕出しのお取引のときは年月日にごとを記します。  
2. 振込額をお預け入りのときは、お支払い金額に次のとおり表示します。  
トクホ

お支払いできる日  
お預けできる期間は、所定の  
不仕立日(振込)と異なります。

8

## 普通預金通帳

店番号

富山市自由民主党様

北陸銀行



<b>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</b>					整理番号	3000084	2	1	枚目	
					会派名	自由民主党				
					議員名					
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	H30.10.9	◎	◎	H30.10.4	◎	◎	◎	◎	◎
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	H30.10.9			H30.10.5					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input type="checkbox"/>	資料購入費	支払回数	年	月	日	H30.10.9	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	人件費	1	30	10	9	承認日	◎	◎	◎	◎
<input checked="" type="checkbox"/>	事務費					H30.10.11				
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)					
					整理番号 3000010-1 で事前審査済					

政務活動費 支出額 <small>(振込手数料を含む)</small>	5,728円	内、振込手数料	北陸銀行
支出内容	会派控室電話料金 9月分		
積算根拠	NTT 西日本料金請求書添付	価格の 説明	請求書に基づく
購入(依頼) 業者	NTT 西日本	<input type="checkbox"/> 市内業者 <input checked="" type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

**NTT西日本** | 西日本電信電話株式会社  
富山支店

930-0005

№3000084

TEL 0120-747488

(無料) 受付先: 午812-0012

福岡市博多区 博多駅中央街

博多郵便局 私書箱112号

富山市新桜町7-38

富山市議会 自由民主党 様

社用コード 101001311001 00725 00646 00\*

NTT西日本料金請求書  
(NTTWEST-Bill)



※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。

料金お問合せ先

(無料)

0120-747488

※営業時間: 午前9時~午後5時 土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)は休みです  
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

電話のご注文・お問合せは局番なしの「116」へ(無料) 携帯電話・PHSからは 0800-2000116へ(無)

電話の故障は局番なしの「113」へ(無料) 携帯電話・PHSからは 0120-444113へ(無)

フレッツサービス・ひかり電話に関するご注文・お問合せは 0120-116116へ(無)

フレッツサービス・ひかり電話に関する故障は 0120-248995へ(無)

平成 30 年 9 月 29 日発行

日ごろ、NTT西日本をご利用いただきましてありがとうございます。  
裏面のお支払場所にご請求書をご持参のうえ、お支払いください。  
ご利用料金の内訳については、裏面をご覧ください。  
※お支払期限後に支払われた場合は、年14.5%(1日当たり約0.04%)の  
延滞利息をお支払いいただく場合もあります。

お客さま番号 (076)431-6100 ご請求番号 9067068352280	ご請求年月 平成 30 年 9 月分	ご請求額 (Charge) 5,728 円	お支払期限 (Due Date): 平成 30 年 10 月 15 日
ご請求の内訳	金額 (円)	お 知 ら せ	
NTT西日本ご利用分 (合計)	5,728 5,728	詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。	

●お支払い方法についてクレジットカード決済へ変更される場合は、右のQRコードをスマートフォン等で読み取り申込みフォームへお進みください。  
※インターネット接続費用はご利用者自身の負担です。正常に読み取りできない場合は、下記URLをパソコンからご覧ください。  
<http://www.ntt-west.co.jp/denwa/charge/payment/payment.html>  
※お手続きには1~2ヶ月ほど要します。完了までの間は請求書でのお支払いとなります。予めご了承ください。  
※今回の請求書のお支払いはクレジットカードでの引き落としができませんので、裏面のお支払場所にご請求書をご持参のうえ、お支払いください。



↓下の部分を切り取り、裏面の各お支払場所にてお支払い願います。 <切り取り線>



料金内訳名	金額(円)	税区分	ご利用期間等のお知らせ
【代表電話番号計】 (076) 431-6100			
【NTT西日本ご利用分】 回線使用料(基本料)	4,700	合算	
一括請求基本料割引	-100	合算	
ダイヤル通話料	700	合算	
ユニバーサルサービス料	4	合算	
消費税相当額	424		
(内訳) 消費税相当額(合算分)	(424)		
(合計)	5,728		電話数は2です。
【電話番号別の内訳】 (076) 431-6100			
【NTT西日本ご利用分】 回線使用料(基本料)(事務用)	2,350	合算	8月16日～ 9月15日 /
ダイヤル通話料	700	合算	8月16日～ 9月15日。なお前月分は1,516円でした。
(内訳) ケンタくん適用分	(179)		次回(来月分)の割引計算期間は、9月16日～10月15日です。
(内訳) ケンタくん適用通話料	<179>		ケンタくんをご利用にならなかった場合、179円となります。
(内訳) 通常通話料適用分	(521)		
ユニバーサルサービス料	2	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	244		
(内訳) 消費税相当額(合算分)	(244)		合算表示の料金を合計した3,052円に8%を乗じて算出しています。
(合計)	3,296		
(076) 431-6101			
【NTT西日本ご利用分】 回線使用料(基本料)(事務用)	2,350	合算	8月16日～ 9月15日
一括請求基本料割引	-100	合算	一括請求による基本料割引額です。
ユニバーサルサービス料	2	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	180		





貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。  
B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

電話料金等領収証  
(Receipt)

ご請求番号  
9067068352280

お客さま氏名  
富山市議会 自由民  
主党 様

---

金額  
平成30年 9月分  
¥5,728

うち、消費税等  
424円

西日本電信電話株式会社  
富山支店  
お客さまからの  
料金お問合せ先(無料)  
0120-747488

収入 印紙 貼付 欄	出納 30.10.9 北陸・富山市(北前) 5-2	領収 印 付 印

(お客さま)

№3000084<sup>9</sup>

年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-10-09*		*12,860	普通預金 松井議場	*11,096,767
2 30-10-09*		*3,072	普通預金 有澤議場	*11,093,695
3 30-10-09*		*3,072	普通預金 押田議場	*11,090,623
4 30-10-09*		*3,072	普通預金 竹田議場	*11,087,551
5 30-10-09*		*5,728	電話料	*11,081,823
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)

1. 滞りのご提出のあるお取引のときは年月日欄に\*と表示します。
2. 振替票をお預け入れのときは、お支払い金額に次のとおり表示します。

タケン - 〇〇-〇〇  
 トリタテ - 〇〇-〇〇

→ お支払いできる日

お支払いできる期間は、前定の  
 不渡日(例)以降となります。










9

普通預金通帳

店番号

富山市自由民主党様

北陸銀行

政務活動費 《事前》 審査書 次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。					整理番号	3000177	1	1	枚目	
					会派名	自由民主党				
					議員名					
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	H30.9.25	 	 	H30.9.25					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	H30.9.25			H30.9.25					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	特記事項(第三者機関)			特記事項(会派)					
<input type="checkbox"/>	資料購入費									
<input type="checkbox"/>	人件費									
<input checked="" type="checkbox"/>	事務費									
支出予定金額 (振込手数料を含まず)		10,108円								
支出内容		備品番号 288 オムロン製無停電電源装置 BXB50F 用交換用バッテリーパック BXB50F								
積算根拠		標準価格： 9,360円 消費税 748円 税込合計 10,108円 / (別紙御見積書のとおり)					価格の説明		御見積書のとおり	
購入(依頼)予定業者		富山市太郎丸西町1丁目16番地1 株式会社明文堂 代表取締役 山本 正文					<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )		取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし	

№3000177

御見積書

富山市議会  
自由民主党 様

下記の通り御見積申し上げます

¥ 10,108-

株式会社 文堂

代表取締役 山本 正敏

〒939-8271 富山市太郎丸西町  
TEL(076)424-4438 FAX(076)422-3279

見積月日	平成30年9月25日
納期	実働約10日間
見積有効期限	
引渡場所	
取引条件	

担当者

品名・仕様	数量	単位	単価	金額	摘要
パソコン 交換用バッテリーパック BXB50F	1		9,360	9,360	
ー以下余白ー					
小計				9,360	
消費税				748	8%
税込合計				10,108	

**OMRON** 無停電電源装置・給込みシステム Japan サイトマップ お問い合わせ OMRON Global

UPSホーム **製品情報** サポート/サービス 製品選定 ご利用者登録 インフォメーション [オンラインショップ \(B2C/ネット\)](#)

ホーム > 無停電電源装置 (UPS) > 製品情報 > 交換バッテリー > ユーザ交換可能無停電電源装置 (UPS) バッテリ > BXB50F

## BXB50F



標準価格:  
¥10,400 (税別価格)

対象:  
無停電電源装置(UPS) BX35F, BX50F, BX50FW, BY50FW

※類似型式がございますのでご注意ください

### BXB50F交換作業手順

#### 準備

1. 交換用バッテリーパック「BXB50F」を用意してください。
2. 横置きの場合、本機の上にCRTなど置置物が乗せてあるときは交換作業が終わるまでおろしておいてください。  
○この商品はUPSや負荷機器の電源を切らずに交換することができます (電源を入れたまま交換が可能)。

#### 運転状態について

運転状態のままでも運転を停止した状態でも交換は可能です。以下の手順で交換してください。

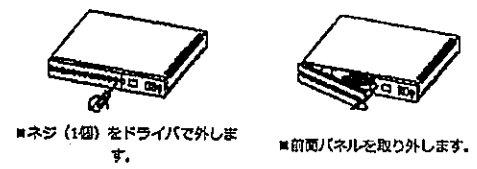
#### 運転状態のまま交換する場合

運転状態のまま交換する場合 (ホットスワップ時) はそのままバッテリー交換へ進んでください。

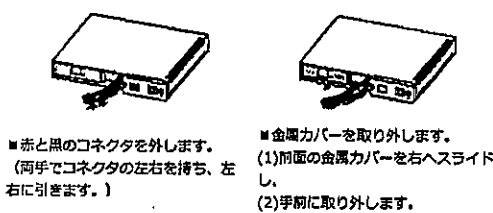
#### 運転を停止した状態で交換する場合

1. まず、接続機器を停止します。
2. 無停電電源装置 (UPS) の電源スイッチを“切”します。
3. 「AC入力」プラグを電源コンセントから抜きます。

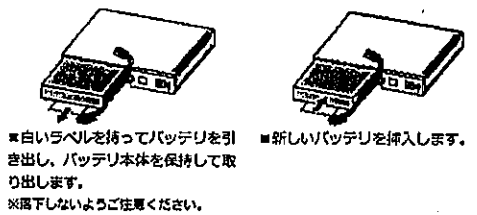
1. 前面パネルを開ける。



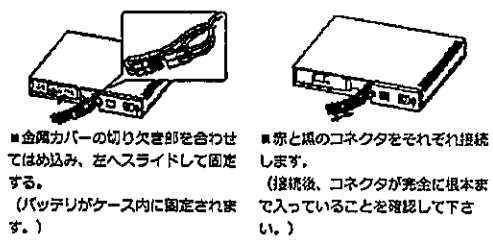
2. バッテリの接続コネクタを外し、金属カバーを取り外す。



3. バッテリに貼ってあるラベルを持ってバッテリーパックを取り出し、新しいバッテリーを挿入します。



4. 金属カバーをはめ込み、コネクタを接続する。  
※本機の運転を停止して交換する場合、コネクタ接続時に“パチッ”と音がすることがありますが異常ではありません。



5. 前面パネルを取り付ける。

### ご購入前の方

- UPSって?
- UPSラインアップ
- 電源管理ソリューション
- UPS選定ツール
- 選定方法
- 選定マップ
- UPS選定ツール
- 他社製UPS同等品検索ツール
- バックアップ機能
- 対応状況 (OS/PC/IS/ストレージ/アプリケーション/FAPC)
- 比較作成ツール
- テクニカルサポート
- デモ機

### UPSを購入する

- 全国取扱店
- オンラインショップ
- 増設バッテリー
- オプション
- オンサイト保守サービス
- 無償保証期間延長サービス

### ご購入後の方

- ダウンロード (取扱/仕様書/カタログ/ドライバ/プロトコル/GAD)
- 交換バッテリー
- FAQ/よくあるご質問
- 修理
- UPS本体3年保証
- バッテリー無償交換サービス
- リプレイスサービス
- テクニカルサポート
- 輸出について
- 生産終了機種
- 修理検査検索ツール
- お問い合わせ先一覧
- 重要なお知らせ

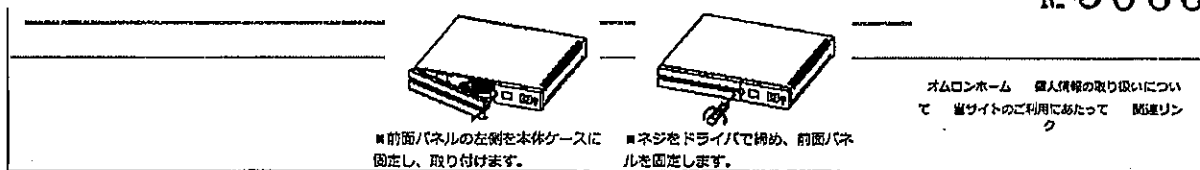
### ご利用者登録

- ご利用者登録
- メルマガ申込

### 型番検索

オムロン製UPS本体、交換バッテリー、オプション等の製品型番で検索いただけます。

№3000177



転状態のまま交換した後は・・・

「ブザー停止/テスト」スイッチを0.5秒以上押し、UPSの自己診断テストを実施してください。約10秒のテスト後に正常運転に戻ります。ブザー音が鳴っている場合には、1回スイッチを押すとブザー音が停止します。次にもう一回スイッチを0.5秒以上押し「テスト」をスタートします。

交換前に「バッテリー交換」表示、ブザーが出ている場合は、テスト完了後に表示・ブザーが停止し正常運転に戻ります。

運転を停止して交換した後は・・・

「AC入力」プラグを電源コンセント（商用電源）に接続し、本機の「電源」スイッチを入れてください。運転開始時、自動的に自己診断テストを実施します。約10秒のテスト後に正常運転に戻ります。

以上でバッテリー交換は完了です。

● 不器バッテリーの処理につきましては、こちらをご覧ください。オムロン電子機器修理センターまでお問い合わせください。

© Copyright OMRON Corporation 2018. All Rights Reserved.

[▲上へ戻る](#)

## 備品台帳(政務調査費)

会派名 自由民主党 富山市議会

備品 No.	288
品 名	無停電装置
規格・品質	オムロン/BX35
保管先	控え室
金 額	15,780
購入年月日	平成24年4月14日
廃棄年月日 (廃棄したとき)	
廃棄理由	
備 考	

●1件10,000円以上の事務機器等備品を購入したときに記載する



№3000177

OMRON  
POWL BX35F

「バッテリー交換」ランプ点滅時は  
バッテリーが劣化しているため  
交換が必要です。(点滅は2秒間隔)  
カスタマサポートセンターまで  
ご連絡ください。



☎0120-77-4717

備品名	無停電装置
管理番号	288
購入年月	2012年4月14日
管理部署	富山市議会自由民主党

富山市議会自由民主党  
備品台帳 No. 288

2018 09 21



<b>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</b>					整理番号	3000177	2	1 枚目		
					会派名	自由民主党				
					議員名					
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	H30.10.16	 		H30.10.1					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	H30.10.16			H30.10.11					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input type="checkbox"/>	資料購入費	支払件数	年	月	日	H30.10.16	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	人件費	1	30	10	16	承認日				
<input checked="" type="checkbox"/>	事務費					H30.10.18				
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)					
					振込手数料は、整理番号 3000182-2 の事後審査書にて申請					

政務活動費 支出額 <small>(振込手数料を含む)</small>	10,108円	内、振込手数料	北陸銀行 整理番号 3000182-2
支出内容	備品番号 288 オムロン製無停電電源装置 BXB50F 用交換用バッテリーパック BXB50F		
積算根拠	標準価格： 9,360円 消費税 748円 税込合計 10,108円 (別紙請求書のとおり)	価格の 説明	
購入(依頼) 業者	富山市太郎丸西町1丁目16番地1 株式会社明文堂 代表取締役 山本 正文	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

貼付用紙

**納品書**

平成 30 年 10 月 / 日

事務用文具・オフィス備品  
OA 機器・通信機器

富山市議会  
自由民主党 様

株式会社 **明文堂**

代表取締役 山本正文

富山市太郎丸西町1-16-1  
TEL (076) 424-4438(代)  
FAX (076) 422-3279

品名	規格	数量	単価	金額	摘要
松ロン 交換用バッテリーパック					
	BXB50F	1	9360	9360	
		小計		9360	
		消費税		748	
上記の通り御納品申し上げます		税込合計		10108	

取引銀行 北陸銀行 富山南中央支店 普通預金4099990

**請求書**

平成 30 年 10 月 / 日

事務用文具・オフィス備品  
OA 機器・通信機器

富山市議会  
自由民主党 様

株式会社 **明文堂**

代表取締役 山本正文

富山市太郎丸西町1-16-1  
TEL (076) 424-4438(代)  
FAX (076) 422-3279

品名	規格	数量	単価	金額	摘要
松ロン 交換用バッテリーパック					
	BXB50F	1	9360	9360	
		小計		9360	
		消費税		748	
上記の通り御請求申し上げます		税込合計		10108	

取引銀行 北陸銀行 富山南中央支店 普通預金4099990

№3000177

翌日扱  
お振込日  
平成 年 月 日  
30 10 16

振込金受取書(兼手数料受取書) } いずれかを二重線で抹消  
振込受付書(兼手数料受取書)

電信扱

振込先  
▼銀行名(漢字) 左づめでご記入ください。 銀行 信金 農協 信組 その他  
北陸 〇〇〇〇〇〇  
▼支店名(漢字) 左づめでご記入ください。  
富山 南 中 央 支店

カタカナで姓と名の間に1マスあけて左づめでご記入ください(濁点(゜)、半濁点(゛)も1字)  
カ) X I 7 " N T " U  
法人の場合は、カ) 略称でご記入ください。  
記入しきれない場合は、下記「備考」欄に続けてご記入ください。  
株式会社 明文堂 様

預金種目 普通 当座 貯蓄 その他  
口座番号 4099990  
金額 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円  
24657 円

ご依頼人  
カタカナで姓と名の間に1マスあけて左づめでご記入ください(濁点(゜)、半濁点(゛)も1字)  
ト ヤ マ シ キ " カ イ シ " コ ウ ミ シ  
法人の場合は、カ) 略称でご記入ください。  
記入しきれない場合は、下記「備考」欄に続けてご記入ください。  
富山市議会 自由民主党 様  
日中のご連絡先 (076 - 443 - 2152)

当行をご利用いただきありがとうございます。  
今後ともよろしくお願ひ申し上げます。  
株式会社 北陸銀行 店  
印紙  
振込金手数料  
3万円以内の場合  
130円以内の額は  
は金額をわづらひ  
北陸・富山県  
1-1  
振込受付書の場合  
印紙不要

- 振込金として現金または有価証券(当座小切手等)を受領した場合は、「振込金受取書(兼手数料受取書)」これ以外(預金払戻請求書・口座振替)による場合は、「振込受付書(兼手数料受取書)」として使用しています。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがあります。
- やむを得ない事由による通信機器・回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- この振込は、振込規定により取り扱います(振込規定ご入用の方はお申し出ください)。
- 「翌日扱」の場合は、翌営業日のお振込となります。
- 組戻・訂正依頼に際しては、当行所定の手数料をいただきます。

振込金額のうち  
未決済小切手  
万一小切手が決済されなかった場合はその金額の振込を取り消し、小切手は当店においてお返しいたします。

為(203)5029 A5 2/2 29.11(29.11) 200組×3,500 D

	3万円未満	3万円以上			
振込手数料(消費税込)	324	540	その他(本支店)		
	648	864	その他(他行)		

整理番号 3000177 10,108 円の場合の振込手数料 324 円  
整理番号 3000178 3,672 円の場合の振込手数料 324 円  
整理番号 3000179 10,877 円の場合の振込手数料 324 円  
972 円 (個々に振込みした場合)  
振込額 24,657 円の場合の振込手数料は、324 円となります。

№3000177<sup>9</sup>

年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-10-09*		*12,860	普通預金 松野議員	*11,096,767
2 30-10-09*		*3,072	普通預金 有澤議員	*11,093,695
3 30-10-09*		*3,072	普通預金 押田議員	*11,090,623
4 30-10-09*		*3,072	普通預金 竹田議員	*11,087,551
5 30-10-09*		*5,728	電話料	*11,081,823
6 30-10-16*		*12,860	普通預金 鋪田議員	*11,068,963
7 30-10-16*		*6,564	普通預金 鋪田議員	*11,062,399
8 30-10-16*		*3,072	普通預金 石森議員	*11,059,327
9 30-10-16*		*3,072	普通預金 泉議員	*11,056,255
10 30-10-16*		*10,108	明文堂	*11,046,147
11 30-10-16*		*3,672	明文堂	*11,042,475
12 30-10-16*		*10,877	明文堂	*11,031,598
13 30-10-16*		*324	振込手数料	*11,031,274
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)  
 1. 当表のご振出のあるお取引のときは年月日付に\*と表示します。  
 2. 証券類をお預け入れのときは、お支払い金額に次のとおり表示します。  
 タクシー  
 トリクデー

お支払いできる日  
 お支払いできる期間は、所定の  
 不取返切替期限満後となります。

9

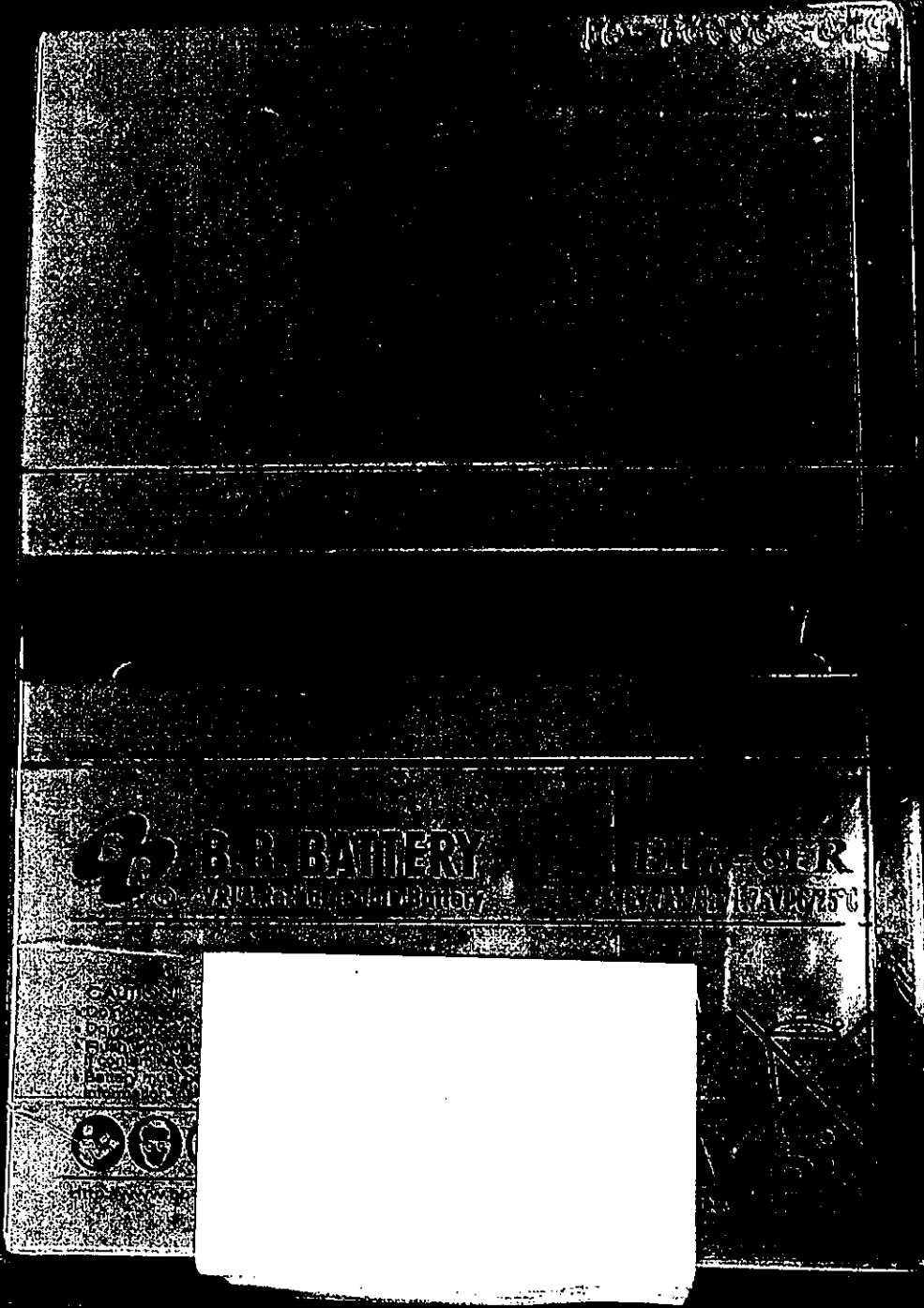
普通預金通帳

店番号

富山市自由民主党様

北陸銀行

2018 10 01



**B.B. BATTERY**  
 YOUR BEST CHOICE

**BLU-GER**  
 1700mAh












CAUTION  
 RECHARGE  
 ONLY



<h2 style="margin: 0;">政務活動費 《事前》 審査書</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。</p>					整理番号	3000178	1	1 枚目			
					会派名	自由民主党					
					議員名						
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄						
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	H30.10.9	富	金平	H30.10.3	村家	富田	富田	●	●	
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日						
<input type="checkbox"/>	会議費	H30.10.9			H30.10.3						
<input type="checkbox"/>	資料作成費	特記事項(第三者機関)			特記事項(会派)						
<input type="checkbox"/>	資料購入費										
<input type="checkbox"/>	人件費										
<input checked="" type="checkbox"/>	事務費										
支出予定金額 <small>(振込手数料を含まず)</small>		3, 6 7 2 円 /									
		3, 4 0 0 円 + 2 7 2 円 (消費税)									
支出内容		スマートバリュー クリアーホルダー D400J 乳白 100枚入 (2パック) コクヨ クリヤーブック替紙 EM-CBK30A4U-100 100枚入 (1パック)									
積算根拠		クリアーホルダー 100枚入 (2パック) 3,016 円 クリヤーブック替紙100枚入 (1パック) 384 円 消費税 272 円 税込合計 3,672 円					価格の 説明		御見積書のとおり		
購入(依頼)予定業者		富山市太郎丸西町1丁目16番地1 株式会社明文堂 代表取締役 山本 正文					<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )			取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし	
見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。)											





<b>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</b>					整理番号	3000178	2	1 枚目		
					会派名	自由民主党				
					議員名					
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	H30.10.16	 		H30.10.10					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	H30.10.16			H30.10.11					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input type="checkbox"/>	資料購入費	支払件数	年	月	日	H30.10.16	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	人件費	1	30	10	16	承認日				
<input checked="" type="checkbox"/>	事務費					H30.10.18				
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)					
					振込手数料は、整理番号 3000182-2 の事後審査書にて申請					

政務活動費 支出額 (振込手数料を含む)	3,672円	内、振込手数料	北陸銀行
			整理番号 3000182-2
支出内容	スマートバリュー クリアーホルダー D400J 乳白 100枚入(2パック) コクヨ クリヤーブック替紙 EM-CBK30A4U-100 100枚入(1パック)		
積算根拠	クリアーホルダー100枚入(2パック) 3,016円 クリヤーブック替紙100枚入(1パック) 384円 消費税 272円 税込合計 3,672円	価格の説明	請求書のとおり
購入(依頼)業者	富山市太郎丸西町1丁目16番地1 株式会社明文堂 代表取締役 山本 正文	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

田付社印

**納品書**

平成30年10月10日

事務用文具・オフィス備品  
OA機器・通信機器

富山市議会  
自由民主党 様

株式会社 明文堂

代表取締役 山本正文

富山市太郎丸西町1-16-1  
TEL (076) 424-4438  
FAX (076) 422-3279

品名	規格	数量	単価	金額	摘要
クリア-ホルダ	100枚入 D400J 乳白	210枚	1508	3016	
クリア-ブック	EM-100枚入 GBK30A4D-100	110冊	384	384	
			小計	3400	
			消費税	272	
上記の通り御納品申し上げます			税込合計	3672	

取引銀行 北陸銀行 富山南中央支店 普通預金4099990

**請求書**

平成30年10月10日

事務用文具・オフィス備品  
OA機器・通信機器

富山市議会  
自由民主党 様

株式会社 明文堂

代表取締役 山本正文

富山市太郎丸西町1-16-1  
TEL (076) 424-4438  
FAX (076) 422-3279

品名	規格	数量	単価	金額	摘要
クリア-ホルダ	100枚入 D400J 乳白	210枚	1508	3016	
クリア-ブック	EM-100枚入 GBK30A4D-100	110冊	384	384	
			小計	3400	
			消費税	272	
上記の通り御請求申し上げます			税込合計	3672	

取引銀行 北陸銀行 富山南中央支店 普通預金4099990





№ 3000178

年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-10-09*		*12,860	普通預金 松井議員	*11,096,767
2 30-10-09*		*3,072	普通預金 有澤議員	*11,093,695
3 30-10-09*		*3,072	普通預金 押田議員	*11,090,623
4 30-10-09*		*3,072	普通預金 竹田議員	*11,087,551
5 30-10-09*		*5,728	電話料	*11,081,823
6 30-10-16*		*12,860	普通預金 銅田議員	*11,068,963
7 30-10-16*		*6,564	普通預金 銅田議員	*11,062,399
8 30-10-16*		*3,072	普通預金 石森議員	*11,059,327
9 30-10-16*		*3,072	普通預金 泉議員	*11,056,255
10 30-10-16*		*10,108	明文堂	*11,046,147
11 30-10-16*		*3,672	明文堂	*11,042,475
12 30-10-16*		*10,877	明文堂	*11,031,598
13 30-10-16*		*324	花心平費	*11,031,274
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)  
 1. 通帳のご振出のあるお取引のときは年月日付に\*と表示します。  
 2. 残高をお預け入れのときは、お支払い金額に次のとおり表示します。  
 クレジット  
 トリクテ

お支払いできる日  
 お支払できる期間は、所定の  
 不取返期間経過後となります。

9

普通預金通帳

店番号

富山市自由民主党様

北陸銀行



<p style="text-align: center;"><b>政務活動費 《事前》 審査書</b></p> <p style="text-align: center;">次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。</p>					整理番号	3000179	1	1 枚目		
					会派名	自由民主党				
					議員名					
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	H30.10.9	富	金平	H30.10.5	村家	富田	富田	●	●
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	H30.10.9			H30.10.5					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	特記事項(第三者機関)			特記事項(会派)					
<input type="checkbox"/>	資料購入費									
<input type="checkbox"/>	人件費									
<input checked="" type="checkbox"/>	事務費									
支出予定金額 (振込手数料を含まず)		10,877円 / 10,072円 + 805円 (消費税)								
支出内容		エプソン PX-M5041F用 インクカートリッジ IC4CL76 1箱								
積算根拠		エプソン インクカートリッジ IC4CL76 1箱 10,072円 消費税 805円 合計金額 10,877円 /					価格の説明		御見積書のとおり	
購入(依頼)予定業者		富山市太郎丸西町1丁目16番地1 株式会社明文堂 代表取締役 山本 正文					<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )		取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし	
見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください。)										



備品台帳(政務活動費)

備品 No.1	会派名 自民党新風会
品名	プリンター
規格・品質	エプソン PX-M5041F
保管先	会派控室
金額	32,260 円
購入年月日	平成 28 年 12 月 8 日
廃棄年月日 (廃棄したとき)	平成 年 月 日
廃棄理由	
備考	

●1件10,000円以上の事務機器等備品を購入したときに記載する



富山市議会自民党新風会  
備品台帳 No. 1

№3000179



EPSON

PX-M5041F

MODEL NO. PX-M5041F  
SERIAL NO. 123456789

# 政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票

整理番号 3000179 2 1枚目  
 会派名 自由民主党  
 議員名

		第三者機関承認欄			会派承認欄					
	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者	
<input type="checkbox"/>	調査研究費									
<input type="checkbox"/>	研修費									
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	H30.10.16			H30.10.10					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	H30.10.16			H30.10.11					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input type="checkbox"/>	資料購入費	支払回数	年	月	日	H30.10.16	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	人件費	1	30	10	16	承認日				
<input checked="" type="checkbox"/>	事務費					H30.10.18				
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)					
					振込手数料は、整理番号 3000182-1 の事後審査書にて申請					

政務活動費 支出額 (振込手数料を含む)	10,877円	内、振込手数料	北陸銀行 整理番号 3000182-2
支出内容	エプソン PX-M5041F用 インクカートリッジ IC4CL76 1箱		
積算根拠	エプソン インクカートリッジ IC4CL76 1箱 10,072円 消費税 805円 合計金額 10,877円	価格の 説明	請求書のとおり
購入(依頼)業者	富山市太郎丸西町1丁目16番地1 株式会社明文堂 代表取締役 山本 正文	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)







№3000179<sup>9</sup>

年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-10-09*		*12,860	普通預金 不評議員	*11,096,767
2 30-10-09*		*3,072	普通預金 有澤議員	*11,093,695
3 30-10-09*		*3,072	普通預金 押田議員	*11,090,623
4 30-10-09*		*3,072	普通預金 竹田議員	*11,087,551
5 30-10-09*		*5,728	電話料	*11,081,823
6 30-10-16*		*12,860	普通預金 金南議員	*11,068,963
7 30-10-16*		*6,564	普通預金 金南議員	*11,062,399
8 30-10-16*		*3,072	普通預金 石森議員	*11,059,327
9 30-10-16*		*3,072	普通預金 泉議員	*11,056,255
10 30-10-16*		*10,108	明文堂	*11,046,147
11 30-10-16*		*3,672	明文堂	*11,042,475
12 30-10-16*		*10,877	明文堂	*11,031,598

13 30-10-16*		*324	振込手数料	*11,031,274
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お305せ)  
 1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日同様に\*と表示します。  
 2. 証券類をお預け入れのときは、お支払い金額に次のとおり表示します。  
 タクシー  
 トリクター

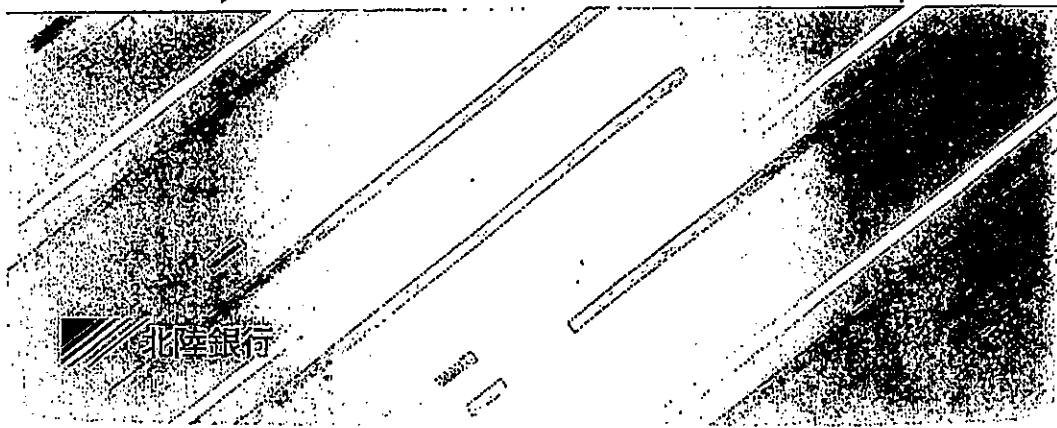
お支払いできる日  
 お支払できる期間は、所定の  
 不渡返迎防限時程と異なります。

9

普通預金通帳

店番号

富山市自由民主党様



北陸銀行



**純正**  
 エプソン純正インクカートリッジ  
 高精度印刷を実現する純正インク



適合機種  
 対応機種  
 PX-M5040F  
 PX-M5041F  
 PX-M5081F  
 PX-M5081F

↑  
 OPEN














純正  
 エプソン  
 インクカートリッジ

**4色パック**

776

**776**

大谷

<b>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</b>					整理番号	3000182	2	1 枚目				
					会派名	自由民主党						
					議員名							
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄							
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者		
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	H30.10.16	 	 	H30.10.10							
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日						H30.10.11	
<input type="checkbox"/>	会議費	H30.10.16	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払回数			年	月	日	H30.10.16	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	資料購入費	1	30	10	16	H30.10.18						
<input type="checkbox"/>	人件費											
<input checked="" type="checkbox"/>	事務費											
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)							
決済の為の振込手数料につき事後審査のみ												

政務活動費 支出額 <small>(振込手数料を含む)</small>	3 2 4 円	内、振込手数料	北陸銀行 3 2 4 円
支出内容	整理番号 3000177、整理番号 3000178、整理番号 3000179 の振込みにかかる手数料		
積算根拠	整理番号 3000177 10,108 円の場合の振込手数料 324 円 整理番号 3000178 3,672 円の場合の振込手数料 324 円 整理番号 3000179 10,877 円の場合の振込手数料 324 円 972 円 (個々に振込みした場合) 振込額 24,657 円の場合の振込手数料は、324 円となります。	価格の説明	個々に振込むより、まとめて振込みした方が、振込手数料が安価である。
購入(依頼)業者	富山市新桜町 7 番 38 号 株式会社 北陸銀行 富山市役所出張所		<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )
取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし			

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式 1 4 の貼付用紙に貼ってください)



# 振込手数料一覧表

平成28年7月18日現在

(振込1件当たり、消費税および地方消費税込み)

		振込金額	3万円未満	3万円以上
窓 口 利 用		北陸銀行あて	324円	540円
		他行あて	648円	864円
A T M 利 用	キャッシュ カード 振込	北陸銀行 <sup>(注1)</sup> 北海道銀行あて	216円	432円
		他行あて	432円	648円
A T M 利 用	現金 振込	北陸銀行あて	270円	486円
		他行あて	540円	756円
A T M 利 用		北陸銀行あて	216円	432円
		他行あて	432円	648円
A T M 利 用	北 陸 銀 行 あ て	ほくぜんポイント倶楽部 <sup>(注5)</sup> 500ポイント以上	0円	0円
		ほくぜんポイント倶楽部 <sup>(注5)</sup> 500ポイント未満	108円	216円
		他行あて	324円	540円
		北陸銀行あて	216円	432円
		他行あて	432円	648円
		北陸銀行あて	216円	432円
		他行あて	540円	756円

(注1) ほくぜんポイント倶楽部<sup>(注5)</sup>で500ポイント以上のお客さまは、ご利用の当行キャッシュカードと同じ取引店口座への振込の場合振込手数料は無料となります。

(注2) お振込には振込手数料のほか、時間外手数料、他行利用手数料が必要となる場合がございます。またATMでは、10万円を超える現金のお振込みはできません。

(注3) 別途、基本料金として送金1先につき年間648円(税込)が必要となります。

(注4) 個人向けインターネットバンキング

(注5) ファームバンキングには、ほっと君Web Jr.、ビジネスIB、ほっと君A Nextを含みます。ご利用には契約料、ご利用手数料が必要となります。

(※) ほくぜんポイント倶楽部は別途入会のお手続きが必要となります。条件が整い当行所定の期間経過後にサービスが適用されます。

詳しくは北陸銀行の窓口までおたずねください。



№ 3000182<sup>9</sup>

年月日	摘要	お支払い金額 (円)	お預かり金額 (円)	差し引き残高 (円)
1 30-10-09*		*12,860	普通預金 松野議員	*11,096,767
2 30-10-09*		*3,072	普通預金 有澤議員	*11,093,695
3 30-10-09*		*3,072	普通預金 押田議員	*11,090,623
4 30-10-09*		*3,072	普通預金 竹田議員	*11,087,551
5 30-10-09*		*5,728	電話料	*11,081,823
6 30-10-16*		*12,860	普通預金 餅田議員	*11,068,963
7 30-10-16*		*6,564	普通預金 鏡田議員	*11,062,399
8 30-10-16*		*3,072	普通預金 石森議員	*11,059,327
9 30-10-16*		*3,072	普通預金 泉議員	*11,056,255
10 30-10-16*		*10,108	明文堂	*11,046,147
11 30-10-16*		*3,672	明文堂	*11,042,475
12 30-10-16*		*10,877	明文堂	*11,031,598
13 30-10-16*		*324	振込手数料	*11,031,274
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)  
 1. 追加のご提出のあるお取引のときは年月日付に\*と表示します。  
 2. 振替所をお調べ入れのときは、お支払い金額に次のとおり表示します。  
 タケン  
 トリタテ

9

お支払いできる日  
 お支払できる期間は、所定の  
 不渡日(例)以降となります。

普通預金通帳

店番号

喜山市自由民主党様

北陸銀行

<b>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</b>					整理番号	3000086	2	1	枚目	
					会派名	自由民主党				
					議員名					
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	H30.10.2	堀	藏鳥	H30.10.1	村家	高田	高田	●	●
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	H30.10.2			H30.10.1					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費	支払件数	年	月	日	H30.10.23	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	人件費	1	30	10	23	承認日	村家	高田	●	●
<input type="checkbox"/>	事務費					H30.10.24				
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)					
					整理番号 3000003-1 で事前審査済。					

政務活動費 支出額 <small>(振込手数料を含む)</small>	6, 127円 /	内、振込手数料	0円
支出内容	(10月分) / 毎日新聞・産経新聞 自由民主党控え室新聞購読料 銀行口座引き落とし (10月23日の予定) 口座振替日 23日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)		
積算根拠	朝刊のみ 毎日新聞 1か月 3,093円 (税込) 朝刊のみ 産経新聞 1か月 3,034円 (税込)		
購入(依頼)業者	富山市総曲輪 4-10-10 毎日新聞・産経新聞 高嶋新聞舗	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

### 領 収 証

2018年10月分

No. 1- 2-0044-00

富山市議会

自由民主党 様

銘 柄	部	金 額
毎日新聞	1	3,093
産経新聞	1	3,034
合 計		¥ 6,127

お知らせ

新聞購読料だけで毎日新聞がスマホ・パソコン・タブレットでも読める！  
毎日新聞と毎日小学生新聞をセットで購読すれば特別価格になります。

毎度ご購入有難うございます。左記の通り領収致しました。H30.10.23

毎日新聞・産経新聞 高嶋新聞舗  
〒930-0083  
富山市総曲輪 4-10-10  
TEL: 076-461-7656

高嶋 浩  
FAX: 076-461-7657



№ 3000086<sup>9</sup>

年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
130-10-09*		*12,860	普通預金 松野議員	*11,096,767
230-10-09*		*3,072	普通預金 有澤議員	*11,093,695
330-10-09*		*3,072	普通預金 押田議員	*11,090,623
430-10-09*		*3,072	普通預金 竹田議員	*11,087,551
530-10-09*		*5,728	電話料	*11,081,823
630-10-16*		*12,860	普通預金 餅田議員	*11,068,963
730-10-16*		*6,564	普通預金 餅田議員	*11,062,399
830-10-16*		*3,072	普通預金 石森議員	*11,059,327
930-10-16*		*3,072	普通預金 泉議員	*11,056,255
1030-10-16*		*10,108	明文堂	*11,046,147
1130-10-16*		*3,672	明文堂	*11,042,475
1230-10-16*		*10,877	明文堂	*11,031,598
1330-10-16*		*324	振込手数料	*11,031,274
1430-10-22	振込	トナリキ"カ"イヨムカ	*9,900,000	*20,931,274
1530-10-23		*6,127	SMBC(ソウブ"ウ"タイ)	*20,925,147
1630-10-23	振込資金	*2,885	インターネット代	*20,922,262
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)  
 1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に\*と表示します。  
 2. 証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。  
 クレジット ○○-○○  
 トリタテ ○○-○○

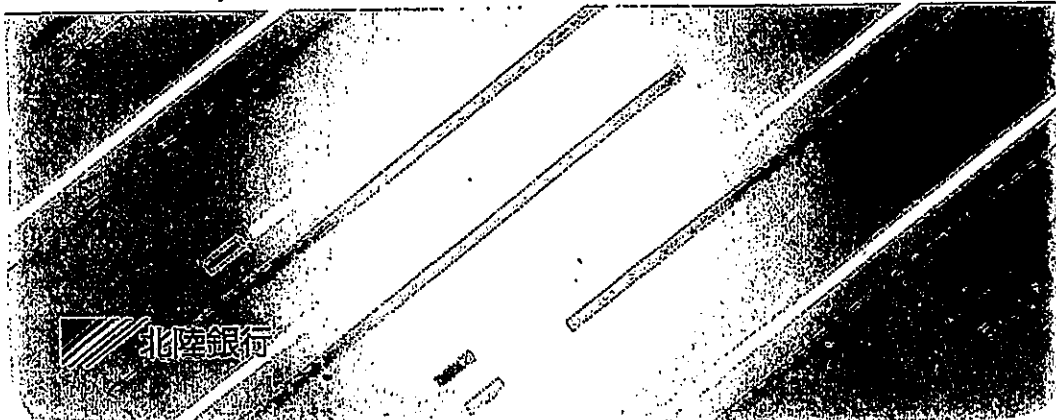
→ お支払いできる日  
 お支払できる期間は、所定の  
 不渡送時限経過後となります。

9

普通預金通帳

店番号

富山市自由民主党様



# 政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票

整理番号	3000085	2	1 枚目
会派名	自由民主党		
議員名			

□	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
		受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
□	研修費	H30.10.9	高	金平	H30.10.1	村家	高	高	●	●
□	広報広聴費	承認日			承認日					
□	要請・陳情活動費									
□	会議費	H30.10.9			H30.10.3					
□	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
□	資料購入費	支払回数	年	月	日	H30.10.23	代表者	経理責任者	事務員	申請者
□	人件費	1	30	10	23	承認日	村家	高	●	●
☑	事務費					H30.10.24				
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)					
					整理番号 3000002-1 で事前審査済					

政務活動費 支出額 (振込手数料を含む)	2,885円	内、振込手数料	北陸銀行 324円
支出内容	(10月分) インターネット使用料 銀行口座振り込み (口座名義) 富山市議会インターネット支払口へ振込みします。		
積算根拠	1ヶ月 2,561円 (税込) 別紙資料添付 基本料金 1,854円 - メールアドレス料金 707円 / 合計 2,561円 /	価格の 説明	別紙価格の通り
購入(依頼)業者	富山市桜町通り3番1号 (株)ケーブルテレビ富山	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし
証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)			

№3000085

平成30年10月1日

自由民主党 会長 様

富山市議会議長  
村上 和 久



インターネット使用料について (ご依頼)

会派控室のインターネット使用料 (10月分) については、次のとおりです。

平成30年10月24日 (水) までに、指定の振込口座へお振込みいただきますようお願いいたします。

記

【請求額】

自由民主党

金2,561円 (基本料金 1,854円 ネット利用料金 707円)

【振込口座】

北陸銀行 富山市役所出張所 普通6020249

(口座名義) トヤマシギカイインターネットシハライグチ  
富山市議会インターネット支払口

担当：議会事務局 庶務課  
(内線3314)

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

翌日扱  
 平成 年 月 日  
 30 10 23

振込金受取書(兼手数料受取書) } いずれかを二重線で抹消  
 振込受付書(兼手数料受取書)

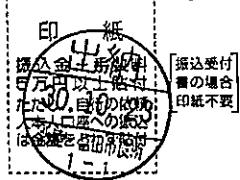
電信扱

振込先  
 ▼銀行名(漢字) 左づめでご記入ください。 銀行 信金 農協 信相 その他  
 北 陸  
 ▼支店名(漢字) 左づめでご記入ください。  
 富 山 市 役 所  
 ▼カタカナで姓と名の間に1マスあけて左づめでご記入ください(濁点(・)、半濁点(゜)も1字)  
 ト ヤ マ シ キ カ イ イ ン タ ー ネ ッ ト  
 法人の場合は、カ)等略称でご記入ください。  
 シ ハ ラ イ ク ケ  
 記入しきれない場合は、下記「備考」欄に続けてご記入ください。  
 富山市議会インターネット支払口  
 預金種目 普通 当座 貯蓄 その他  
 6 0 2 0 2 4 9  
 金額 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円  
 2 5 6 1 円

お受取人  
 ▼カタカナで姓と名の間に1マスあけて左づめでご記入ください(濁点(・)、半濁点(゜)も1字)  
 ト ヤ マ シ キ カ イ シ ユ ウ ミ シ  
 法人の場合は、カ)等略称でご記入ください。  
 ユ ト ウ  
 記入しきれない場合は、下記「備考」欄に続けてご記入ください。  
 富山市議会 自由民主党  
 日中のご連絡先(076-443-2152) 様

当行をご利用いただきありがとうございます。  
 今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

株式会社 北陸銀行  
 店



- 振込金として現金または有価証券(当座小切手等)を受領した場合は、「振込金受取書(兼手数料受取書)」,これ以外(預金払戻請求書・口座振替)による場合は、「振込受付書(兼手数料受取書)」として使用しています。
- 振込依頼書に記帳相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがあります。
- やむを得ない事由による通信機器・回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- この振込は、振込規定により取り扱います(振込規定ご入用の方はお申し出ください)。
- 「翌日扱」の場合は、翌営業日のお振込となります。
- 横 訂正依頼に際しては、当行所定の手数料をいただきます。

振込金額のうち  
 未決済小切手  
 万一小切手が決済されなかった場合はその金額の振込を取り消し、小切手は当店においてお返しいたします。

		3万円未満	3万円以上	
振込手数料	本支店	324	540	その他(本支店)
(消費税込)	他行	648	864	その他(他行)



№ 3000085<sup>9</sup>

年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-10-09*		*12,860	普通預金 松野議員	*11,096,767
2 30-10-09*		*3,072	普通預金 有澤議員	*11,093,695
3 30-10-09*		*3,072	普通預金 押田議員	*11,090,623
4 30-10-09*		*3,072	普通預金 竹田議員	*11,087,551
5 30-10-09*		*5,728	電話料	*11,081,823
6 30-10-16*		*12,860	普通預金 鋪田議員	*11,068,963
7 30-10-16*		*6,564	普通預金 鋪田議員	*11,062,399
8 30-10-16*		*3,072	普通預金 石森議員	*11,059,327
9 30-10-16*		*3,072	普通預金 泉議員	*11,056,255
10 30-10-16*		*10,108	明文堂	*11,046,147
11 30-10-16*		*3,672	明文堂	*11,042,475
12 30-10-16*		*10,877	明文堂	*11,031,598
13 30-10-16*		*324	振込手数料	*11,031,274
14 30-10-22	振込	トヤマシキ"カイヨムカ	*9,900,000	*20,931,274
15 30-10-23		*6,127	SMBC(シブア"カタ"イ	*20,925,147
16 30-10-23	振込資金	*2,885	インターネット代	*20,922,262
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)  
 1. 振出のご提出のあるお取引のときは年月日に\*と表示します。  
 2. 振券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。  
 タケン-〇〇-〇〇  
 トリタチ-〇〇-〇〇

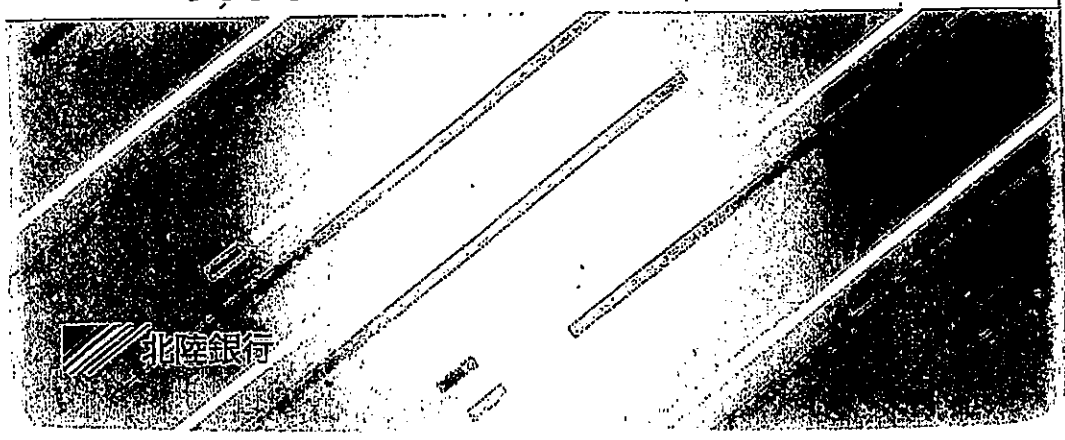
お支払いできる日  
 お支払できる期間は、所定の  
 不渡返還期限超過となります。








9

## 普通預金通帳

店番号

富山市自由民主党様



政務活動費 《事前》 審査書 次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。				整理番号	3000087	1	1 枚目			
				会派名	自由民主党					
				議員名						
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	H30.10.9	 		H30.10.2					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	H30.10.9			H30.10.3					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	特記事項(第三者機関)			特記事項(会派)					
<input type="checkbox"/>	資料購入費									
<input checked="" type="checkbox"/>	人件費									
<input type="checkbox"/>	事務費									
支出予定金額 (振込手数料を含まず)		320,000円								
支出内容		① 会派事務職員 10月分給料 2人分 ② 平成30年9月～平成31年3月毎月給料分及び賞与(冬季賞与)合計7ヶ月間 8回分の会派事務職員■■■■氏の雇用保険料負担額 1回につき480円 ③ 所得税								
積算根拠		■■■氏は、毎月時と賞与時の雇用保険料納付額は、480円となり、また、所得税1,720円であり、その為、10月分の差引支給金額は、157,800円となります。■■■■氏の雇用保険料の納付額480円については、平成30年9月～平成31年3月毎月給料分及び賞与(冬季賞与)合計7ヶ月間の8回となります。 雇用保険料480円×1名分(■■■■氏) = 480円 政務活動費から、差引支給金額の157,800円のみを支払し、毎月時と賞与時には、480円ずつ通帳に残して置くこと。					価格の説明		雇用契約に基づくもの	
購入(依頼) 予定業者		富山市議会自由民主党  会派事務員					<input type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input checked="" type="checkbox"/> 他(会派)		取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし	

項目		内容			留意点
開催経費 及び 政務活動費支出額	事務員 給料	支出金額	157,800円 /	支出方法	<input checked="" type="checkbox"/> 債権者口座 <input type="checkbox"/> 議員口座(立替)
		支出先	[REDACTED]		
		支出内容及び積算根拠	会派事務員 10月分給料 /		
	事務員 所得税	支出金額	1,720円 /	支出方法	<input checked="" type="checkbox"/> 債権者口座 <input type="checkbox"/> 議員口座(立替)
		支出先	富山市丸の内 1-5-13 富山税務署		
		支出内容及び積算根拠	所得税		
	雇用 保険料	支出金額	480円 /	支出方法	<input checked="" type="checkbox"/> 債権者口座 <input type="checkbox"/> 議員口座(立替)
		支出先	富山市議会自由民主党(会派)立替分		
		支出内容及び積算根拠	雇用保険料/月-0.3% 160,000円×0.3%=480円 /		
	事務員 給料	支出金額	156,660円 /	支出方法	<input checked="" type="checkbox"/> 債権者口座 <input type="checkbox"/> 議員口座(立替)
支出先		[REDACTED]			
支出内容及び積算根拠		会派事務員 10月分給料 雇用保険料(免除) 高年齢被保険者 平成31年度(平成32年3月まで)まで免除される。			
事務員 所得税	支出金額	3,340円 /	支出方法	<input checked="" type="checkbox"/> 債権者口座 <input type="checkbox"/> 議員口座(立替)	
	支出先	富山市丸の内 1-5-13 富山税務署			
	支出内容及び積算根拠	所得税			
取引規定	抵触しません。				
経費総額	320,000円	按分率(充当率)	100%・50%		
按分率適用対象経費及び按分理由					
政務活動費支出(充当)額	320,000円 /				

対象費用及び単価見積が適切か。  
政務活動費充当方法は適切か。  
按分率適用の分母は適切か。  
(混在不明確な部分が対象。明確な部分は当初除外してあるか。)

10

給与明細

平成30年10月分	氏名: <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
-----------	--

差引支給額	¥157,800
-------	----------

支 給	
基本給	¥160,000
支給総額	¥160,000

控 除	
雇用保険料	¥480
所得税	¥1,720
控除総額	¥2,200



# 平成30年度の雇用保険料率について

～平成29年度から変更ありません～

◆ 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに引き続き3/1,000です。（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は4/1,000です。）
- 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）も、引き続き3/1,000です。（建設の事業は4/1,000です。）

## 平成30年度の雇用保険料率

事業の種類	負担者	①	②		①+②	
		労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	雇用保険料率
一般の事業		3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
(29年度)		3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
(29年度)		4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業		4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000
(29年度)		4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は平成29年度の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



給与所得の源泉徴収税額表 (平成30年分)

(一) 月額表 (平成24年3月31日財務省告示第115号別表第一 (平成29年3月31日財務省告示第95号改正)) (~166,999円)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
88,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額に相当する金額
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
91,000	92,000	290	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
92,000	93,000	340	0	0	0	0	0	0	0	0	3,300
93,000	94,000	390	0	0	0	0	0	0	0	0	3,300
94,000	95,000	440	0	0	0	0	0	0	0	0	3,300
95,000	96,000	490	0	0	0	0	0	0	0	0	3,400
96,000	97,000	540	0	0	0	0	0	0	0	0	3,400
97,000	98,000	590	0	0	0	0	0	0	0	0	3,500
98,000	99,000	640	0	0	0	0	0	0	0	0	3,500
99,000	101,000	720	0	0	0	0	0	0	0	0	3,600
101,000	103,000	830	0	0	0	0	0	0	0	0	3,600
103,000	105,000	930	0	0	0	0	0	0	0	0	3,700
105,000	107,000	1,030	0	0	0	0	0	0	0	0	3,800
107,000	109,000	1,130	0	0	0	0	0	0	0	0	3,800
109,000	111,000	1,240	0	0	0	0	0	0	0	0	3,900
111,000	113,000	1,340	0	0	0	0	0	0	0	0	4,000
113,000	115,000	1,440	0	0	0	0	0	0	0	0	4,100
115,000	117,000	1,540	0	0	0	0	0	0	0	0	4,100
117,000	119,000	1,640	0	0	0	0	0	0	0	0	4,200
119,000	121,000	1,750	120	0	0	0	0	0	0	0	4,300
121,000	123,000	1,850	220	0	0	0	0	0	0	0	4,500
123,000	125,000	1,950	330	0	0	0	0	0	0	0	4,800
125,000	127,000	2,050	430	0	0	0	0	0	0	0	5,100
127,000	129,000	2,150	530	0	0	0	0	0	0	0	5,400
129,000	131,000	2,260	630	0	0	0	0	0	0	0	5,700
131,000	133,000	2,360	740	0	0	0	0	0	0	0	6,000
133,000	135,000	2,460	840	0	0	0	0	0	0	0	6,300
135,000	137,000	2,550	930	0	0	0	0	0	0	0	6,600
137,000	139,000	2,610	990	0	0	0	0	0	0	0	6,800
139,000	141,000	2,680	1,050	0	0	0	0	0	0	0	7,100
141,000	143,000	2,740	1,110	0	0	0	0	0	0	0	7,500
143,000	145,000	2,800	1,170	0	0	0	0	0	0	0	7,800
145,000	147,000	2,860	1,240	0	0	0	0	0	0	0	8,100
147,000	149,000	2,920	1,300	0	0	0	0	0	0	0	8,400
149,000	151,000	2,980	1,360	0	0	0	0	0	0	0	8,700
151,000	153,000	3,050	1,430	0	0	0	0	0	0	0	9,000
153,000	155,000	3,120	1,500	0	0	0	0	0	0	0	9,300
155,000	157,000	3,200	1,570	0	0	0	0	0	0	0	9,600
157,000	159,000	3,270	1,640	0	0	0	0	0	0	0	9,900
159,000	161,000	3,340	1,720	100	0	0	0	0	0	0	10,200
161,000	163,000	3,410	1,790	170	0	0	0	0	0	0	10,500
163,000	165,000	3,480	1,860	250	0	0	0	0	0	0	10,800
165,000	167,000	3,550	1,930	320	0	0	0	0	0	0	11,100

№3000087

単位:円

整理番号	支出月日	控除内容	控除額	累計
2900124	1月30日	給与所得の源泉徴収税 1月分	5,060	5,060
2900136	2月27日	給与所得の源泉徴収税 2月分	5,060	10,120
2900148	3月27日	給与所得の源泉徴収税 3月分	5,060	15,180
3000009	4月25日	給与所得の源泉徴収税 4月分	5,060	20,240
3000014	5月25日	給与所得の源泉徴収税 5月分	5,060	25,300
3000033	6月25日	給与所得の源泉徴収税 6月分	5,060	30,360
3000031	6月29日	給与所得の源泉徴収税 夏季賞与分	9,801	40,161
3000044	7月25日	給与所得の源泉徴収税 7月分	5,060	45,221
3000056	8月27日	給与所得の源泉徴収税 8月分	5,060	50,281
3000072	9月25日	給与所得の源泉徴収税 9月分	5,060	55,341
3000087	10月25日	給与所得の源泉徴収税 10月分	5,060	60,401
3000100	11月26日	給与所得の源泉徴収税 11月分	5,060	65,461
3000117	12月10日	給与所得の源泉徴収税 冬季賞与分	9,791	75,252
3000123	12月25日	給与所得の源泉徴収税 12月分	5,060	80,312



№3000087

単位:円

整理番号	支出月日	控除内容	控除額	累計
2900124	1月30日	給与所得の源泉徴収税 1月分	1,720	1,720
2900136	2月27日	給与所得の源泉徴収税 2月分	1,720	3,440
2900148	3月27日	給与所得の源泉徴収税 3月分	1,720	5,160
3000009	4月25日	給与所得の源泉徴収税 4月分	1,720	6,880
3000014	5月25日	給与所得の源泉徴収税 5月分	1,720	8,600
3000033	6月25日	給与所得の源泉徴収税 6月分	1,720	10,320
3000031	6月29日	給与所得の源泉徴収税 夏季賞与分	3,267	13,587
3000044	7月25日	給与所得の源泉徴収税 7月分	1,720	15,307
3000056	8月27日	給与所得の源泉徴収税 8月分	1,720	17,027
3000072	9月25日	給与所得の源泉徴収税 9月分	1,720	18,747
<u>3000087</u>	10月25日	給与所得の源泉徴収税 10月分	<u>1,720</u>	20,467
3000100	11月26日	給与所得の源泉徴収税 11月分	1,720	22,187
3000117	12月10日	給与所得の源泉徴収税 冬季賞与分	3,257	25,444
3000123	12月25日	給与所得の源泉徴収税 12月分	1,720	27,164

単位:円

整理番号	支出月日	控除内容	控除額	累計
2900124	1月30日	給与所得の源泉徴収税 1月分	3,340	3,340
2900136	2月27日	給与所得の源泉徴収税 2月分	3,340	6,680
2900148	3月27日	給与所得の源泉徴収税 3月分	3,340	10,020
3000009	4月25日	給与所得の源泉徴収税 4月分	3,340	13,360
3000014	5月25日	給与所得の源泉徴収税 5月分	3,340	16,700
3000033	6月25日	給与所得の源泉徴収税 6月分	3,340	20,040
3000031	6月29日	給与所得の源泉徴収税 夏季賞与分	6,534	26,574
3000044	7月25日	給与所得の源泉徴収税 7月分	3,340	29,914
3000056	8月27日	給与所得の源泉徴収税 8月分	3,340	33,254
3000072	9月25日	給与所得の源泉徴収税 9月分	3,340	36,594
<u>3000087</u>	10月25日	給与所得の源泉徴収税 10月分	<u>3,340</u>	39,934
3000100	11月26日	給与所得の源泉徴収税 11月分	3,340	43,274
3000117	12月10日	給与所得の源泉徴収税 冬季賞与分	6,534	49,808
3000123	12月25日	給与所得の源泉徴収税 12月分	3,340	53,148

労働保険

雇用保険料・労災保険料

整理番号	支出月日	支出内容	収入金額	支出金額	残高
3000180	9月25日	会派負担分(15,360円)	15,360	0	15,360
3000180	9月25日	分(3,840円)を、会派が立替分	3,840	0	19,200
3000180	9月25日	労働保険料の納付		19,200	0
3000072	9月25日	の給料より雇用保険料を控除	480	0	480
<u>3000087</u>	10月25日	の給料より雇用保険料を控除	<u>480</u>	0	<u>960</u>
3000100	11月26日	の給料より雇用保険料を控除	480	0	1,440
3000117	12月10日	の冬季賞与より雇用保険料を控除	480	0	1,920
0123	12月25日	の給料より雇用保険料を控除	480	0	2,400
3000134	1月25日	の給料より雇用保険料を控除	480	0	2,880
3000145	2月25日	の給料より雇用保険料を控除	480	0	3,360
3000157	3月25日	の給料より雇用保険料を控除	480	0	3,840
3000181	3月25日	分(3,840円)会派が立替分を政務活動費に戻し入れ		3,840	0

労働保険料等の納税用通帳にて管理。






















# 政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票

整理番号	3000087	2	1 枚目
会派名	自由民主党		
議員名			

□	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
		受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
□	研修費	H30.10.16	 		H30.10.9					
□	広報広聴費	承認日			承認日					
□	要請・陳情活動費	H30.10.16			H30.10.11					
□	会議費									
□	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
□	資料購入費	支払回数	年	月	日	H30.10.25	代表者	経理責任者	事務員	申請者
☑	人件費	2	30	10	25	承認日				
□	事務費					H30.10.29				
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)					

政務活動費 支出額 (振込手数料を含む)	320,000円	内、振込手数料	
支出内容	① 会派事務職員 10月分給料 2人分 ② 平成30年9月～平成31年3月毎月給料分及び賞与(冬季賞与)合計7ヶ月間 8回分の会派事務職員 〇〇〇氏の雇用保険料負担額 1回につき480円 ③ 所得税		
積算根拠	〇〇氏は、毎月時と賞与時の雇用保険料納付額は、480円となり、また、所得税1,720円であり、その為、10月分の差引支給金額は、157,800円となります。〇〇氏の雇用保険料の納付額480円については、平成30年9月～平成31年3月毎月給料分及び賞与(冬季賞与)合計7ヶ月間の8回となります。 雇用保険料 480円×1名分(〇〇氏) = 480円 政務活動費から、差引支給金額の157,800円のみを支払し、毎月時と賞与時には、480円ずつ通帳に残して置くこと。 〇〇氏は、高齢被保険者であるため、雇用保険料については、平成31年度(平成32年3月まで)まで免除される。 所得税3,340円であり、その為、10月分の支払金額は、156,660円となります。	価格の説明	雇用契約に基づくもの
購入(依頼)業者	富山市議会自由民主党 会派事務員	<input type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input checked="" type="checkbox"/> 他(当会派)	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

項目		内容			留意点	
開 催 経 費 及 び 政 務 活 動 費 支 出 額	事務員 給料	支出金額	157,800円 /	支出方法	<input checked="" type="checkbox"/> 債権者口座 <input type="checkbox"/> 議員口座(立替)	
		支出先	[REDACTED]			
		支出内容及び積算根拠	会派事務員 10月分給料			
	事務員 給料	支出金額	156,660円 /	支出方法	<input checked="" type="checkbox"/> 債権者口座 <input type="checkbox"/> 議員口座(立替)	
		支出先	[REDACTED]			
		支出内容及び積算根拠	会派事務員 10月分給料 雇用保険料(免除) 高年齢被保険者 平成31年度(平成32年3月まで)まで免除される。			
	雇用 保険料	支出金額	480円 /	支出方法	<input checked="" type="checkbox"/> 債権者口座 <input type="checkbox"/> 議員口座(立替)	
		支出先	富山市議会自由民主党(会派) 立替分			
		支出内容及び積算根拠	[REDACTED]氏 / 雇用保険料/月-0.3% 160,000円×0.3%=480円 /			
	事務員 源泉所 得税	支出金額	5,060円 /	支出方法	<input checked="" type="checkbox"/> 債権者口座 <input type="checkbox"/> 議員口座(立替)	
支出先		富山市新桜町7番38号 日本銀行歳入代理店 北陸銀行 富山市役所出張所				
支出内容及び積算根拠		源泉所得税徴収 [REDACTED]氏 1,720円 / [REDACTED]氏 3,340円 / 合計金額5,060円 /				
	支出金額		支出方法	<input type="checkbox"/> 債権者口座 <input type="checkbox"/> 議員口座(立替)		
	支出先					
	支出内容及び積算根拠					
取引規定	抵触しません。					
経費総額	320,000円	按分率(充当率)	100%・50%			
按分率適用対象経費及び按分理由	/					
政務活動費支出(充当)額	320,000円 /					

対象費用及び単価見積が適切か。  
政務活動費充当方法は適切か。  
按分率適用の分母は適切か。  
(混在不明確な部分が対象。明確な部分は当初除外してあるか。)

10

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

税金 領収証書

納付金 32309 平成 30 富山 税務署 00043611 110 00383036

区分	支払年月日	金額	税額
専給・給料等	301025	2	320000
時給(役員賞与を除く)			
日雇労働者の賃金			
見職手当等			
労務費の			
役員賞与			
同上の支払確定年月日			

納期等の区分  
平成 30 年 10 月  
支払分源泉所得税及び復興特別所得税

証券受領  
印  
印

住所(所在地) 930-0005 (電話番号 076-443-2152)  
富山市新桜町7-38

氏名(名称) 富山市議会自由民主党 様(御中)

摘要

本税 5060  
延滞税  
合計額 ¥7060

◎日本銀行(本店・支店・代理店・蔵入代理店(郵便局を含む。))又は税務署の領収日付印が押されているかお確かめください。

07301 110 00383036

出納  
30.10.25  
北陸・富山市役所

左記の合計額を領収しました。



№3000087

税収納金(納付書) 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計証書 領収済通知書 (記入例) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

32309 30 富山 00043611 000 00383036

区分	支払年月日	人	給	税
給・給増額	3010	2	320000	5060
戻金(戻金を除く)				
雇労誘音の金				
還上等の額				
同上の支払				

住所 (所在地) 930-0005 (電話番号 076-443-2152) 富山市新桜町7-38

氏名 富山市議会自由民主党 様(当中)

07301 110 00383036

年次調整による不足税額 年次調整による超過税額

本税 5060

延滞税

合計額 ¥5060

※ 合計額の金額欄には必ず「¥」字を待ちの中に記載してください。おて先

※ この用紙は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないでください。

納期等の区分 平成 年 月 3010 支払分源泉所得税及び復興特別所得税

証券受領 印 印

内 証券受領 証券番号 領出人

(領収日付印)

左記の合計額を領収しました。

平成30年10月25日 支給予定分。  
 支給日に、支払年月日を記入するものです。

## 給与明細

平成30年10月分	氏名： <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
-----------	--

差引支給額	¥157,800
-------	----------

支 給	
基本給	¥160,000
支給総額	¥160,000

控 除	
雇用保険料	¥480
所得税	¥1,720
控除総額	¥2,200

## 給与明細

平成30年10月分	氏名： <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
-----------	--

差引支給額	¥ 156, 660
-------	------------

支 給	
基本給	¥ 160, 000
支給総額	¥ 160, 000

控 除	
雇用保険料 高年齢労働者のため免除	
所得税	¥ 3, 340
控除総額	¥ 3, 340


# 振替証明書

会派名 自由民主党

金額	157,800 円
----	-----------

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

30年 10月 25日

経理責任者 高田 真里  印

氏名		受領印	
----	---	-----	---

総支払額 160,000円

控除 雇用保険料

\*管理用口座へ入金 480円

源泉所得税徴収分 1,720円

差引支給額 157,800円


# 振替証明書

会派名 自由民主党

金額	156,660	円
----	---------	---

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

30年 10月 25日

経理責任者 高田 真里  印

氏名		受領印	
----	--	-----	---

総支払額 160,000円  
控除 源泉所得税徴収分 3,340円  
差引支給額 156,660円

政務活動費の預金口座の写し



年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-10-09*		*12,860	普通預金 松河議員	*11,096,767
2 30-10-09*		*3,072	普通預金 有澤議員	*11,093,695
3 30-10-09*		*3,072	普通預金 押田議員	*11,090,623
4 30-10-09*		*3,072	普通預金 竹田議員	*11,087,551
5 30-10-09*		*5,728	電話料	*11,081,823
6 30-10-16*		*12,860	普通預金 鋪田議員	*11,068,963
7 30-10-16*		*6,564	普通預金 鋪田議員	*11,062,399
8 30-10-16*		*3,072	普通預金 石森議員	*11,059,327
9 30-10-16*		*3,072	普通預金 泉議員	*11,056,255
10 30-10-16*		*10,108	明文堂	*11,046,147
11 30-10-16*		*3,672	明文堂	*11,042,475
12 30-10-16*		*10,877	明文堂	*11,031,598
13 30-10-16*		*324	拓心みずぎ料	*11,031,274
14 30-10-22	振込	トマシキカイヨムカ	*9,900,000	*20,931,274
15 30-10-23		*6,127	SMBC(シブフウダイ)	*20,925,147
16 30-10-23	振込資金		インターネット代	*20,922,262
17 30-10-25*		*320,000	茶会料	*20,602,262
18 30-10-26		*3,093	シブフウダイ(ビデイ)	*20,599,169
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)  
 1. 過振のご振出のあるお取引のときは年月日付に\*と表示します。  
 2. 振替簿をお預け入れのときは、お支払い金額に次のとおり表示します。  
 タケム 〇〇-〇〇  
 トリクテ 〇〇-〇〇

→ お支払いできる日  
 お支払できる期間は、所定の  
 不渡迄(明瞭検査後)となります。

普通預金通帳

店番号 191 口座番号 1490

**富山市自由民主党様**

北陸銀行

雇用保険料の管理預金口座の写し



年月日	摘要	借方金額	貸方金額	差し引き残高(円)
1 30-09-10*	ご新約		*100	*100
2 30-09-11*		*100		*0
3 30-09-25*			*480	*480
4 30-10-25*			*480	*960
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

①通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に\*と表示します。  
 ②証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

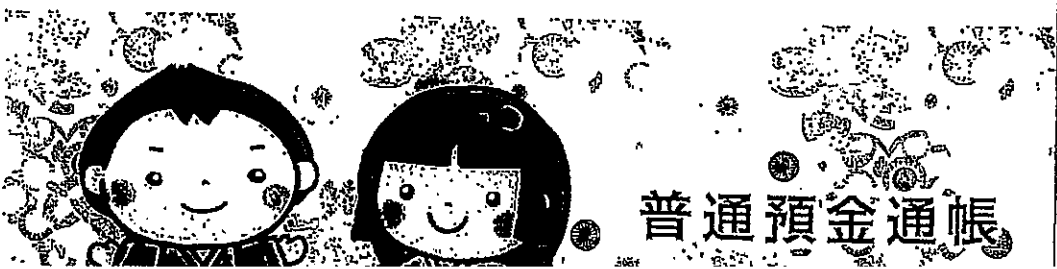
タケン 〇〇-〇〇  
 トリダテ 〇〇-〇〇

お支払いできる日  
 お支払いできる期限は、所定の  
 不渡返還期限経過後となります。



店番号 191 口座番号 3984

富山市自由民主党様



普通預金通帳

# 平成30年度の雇用保険料率について

～平成29年度から変更ありません～

◆ 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに引き続き3/1,000です。（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は4/1,000です。）
- 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）も、引き続き3/1,000です。（建設の事業は4/1,000です。）

## 平成30年度の雇用保険料率

事業の種類	負担者		事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
(29年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
(29年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000
(29年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は平成29年度の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。





給与所得の源泉徴収税額表 (平成30年分)

(一) 月額表 (平成24年3月31日財務省告示第115号別表第一 (平成29年3月31日財務省告示第95号改正)) (~166,999円)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲							乙	
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人		7人
以上	未満	税額							税額	
円	円未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円
88,000		0	0	0	0	0	0	0	0	
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	0	
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	0	3,200
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	0	0	3,200
91,000	92,000	290	0	0	0	0	0	0	0	3,200
92,000	93,000	340	0	0	0	0	0	0	0	3,300
93,000	94,000	390	0	0	0	0	0	0	0	
94,000	95,000	440	0	0	0	0	0	0	0	3,300
95,000	96,000	490	0	0	0	0	0	0	0	3,300
96,000	97,000	540	0	0	0	0	0	0	0	3,400
97,000	98,000	590	0	0	0	0	0	0	0	3,400
98,000	99,000	640	0	0	0	0	0	0	0	3,500
99,000	101,000	720	0	0	0	0	0	0	0	3,500
101,000	103,000	830	0	0	0	0	0	0	0	3,600
103,000	105,000	930	0	0	0	0	0	0	0	3,600
105,000	107,000	1,030	0	0	0	0	0	0	0	3,700
107,000	109,000	1,130	0	0	0	0	0	0	0	3,800
109,000	111,000	1,240	0	0	0	0	0	0	0	3,800
111,000	113,000	1,340	0	0	0	0	0	0	0	3,900
113,000	115,000	1,440	0	0	0	0	0	0	0	4,000
115,000	117,000	1,540	0	0	0	0	0	0	0	4,100
117,000	119,000	1,640	0	0	0	0	0	0	0	
119,000	121,000	1,750	120	0	0	0	0	0	0	4,200
121,000	123,000	1,850	220	0	0	0	0	0	0	4,300
123,000	125,000	1,950	330	0	0	0	0	0	0	4,500
125,000	127,000	2,050	430	0	0	0	0	0	0	4,800
127,000	129,000	2,150	530	0	0	0	0	0	0	5,100
129,000	131,000	2,260	630	0	0	0	0	0	0	5,400
131,000	133,000	2,360	740	0	0	0	0	0	0	5,700
133,000	135,000	2,460	840	0	0	0	0	0	0	6,000
135,000	137,000	2,550	930	0	0	0	0	0	0	6,300
137,000	139,000	2,610	990	0	0	0	0	0	0	6,600
139,000	141,000	2,680	1,050	0	0	0	0	0	0	6,800
141,000	143,000	2,740	1,110	0	0	0	0	0	0	7,100
143,000	145,000	2,800	1,170	0	0	0	0	0	0	7,500
145,000	147,000	2,860	1,240	0	0	0	0	0	0	7,800
147,000	149,000	2,920	1,300	0	0	0	0	0	0	8,100
149,000	151,000	2,980	1,360	0	0	0	0	0	0	8,400
151,000	153,000	3,050	1,430	0	0	0	0	0	0	8,700
153,000	155,000	3,120	1,500	0	0	0	0	0	0	9,000
155,000	157,000	3,200	1,570	0	0	0	0	0	0	9,300
157,000	159,000	3,270	1,640	0	0	0	0	0	0	9,600
159,000	161,000	3,340	1,720	100	0	0	0	0	0	9,900
161,000	163,000	3,410	1,790	170	0	0	0	0	0	10,200
163,000	165,000	3,480	1,860	250	0	0	0	0	0	10,500
165,000	167,000	3,550	1,930	320	0	0	0	0	0	10,800
										11,100

№3000087

単位:円

整理番号	支出月日	控除内容	控除額	累計
2900124	1月30日	給与所得の源泉徴収税 1月分	5,060	5,060
2900136	2月27日	給与所得の源泉徴収税 2月分	5,060	10,120
2900148	3月27日	給与所得の源泉徴収税 3月分	5,060	15,180
3000009	4月25日	給与所得の源泉徴収税 4月分	5,060	20,240
3000014	5月25日	給与所得の源泉徴収税 5月分	5,060	25,300
3000033	6月25日	給与所得の源泉徴収税 6月分	5,060	30,360
Ⓒ J0031	6月29日	給与所得の源泉徴収税 夏季賞与分	9,801	40,161
3000044	7月25日	給与所得の源泉徴収税 7月分	5,060	45,221
3000056	8月27日	給与所得の源泉徴収税 8月分	5,060	50,281
3000072	9月25日	給与所得の源泉徴収税 9月分	5,060	55,341
<u>3000087</u>	10月25日	給与所得の源泉徴収税 10月分	<u>5,060</u>	60,401
3000100	11月26日	給与所得の源泉徴収税 11月分	5,060	65,461
3000117	12月10日	給与所得の源泉徴収税 冬季賞与分	9,791	75,252
Ⓒ 0123	12月25日	給与所得の源泉徴収税 12月分	5,060	80,312

単位:円

整理番号	支出月日	控除内容	控除額	累計
2900124	1月30日	給与所得の源泉徴収税 1月分	1,720	1,720
2900136	2月27日	給与所得の源泉徴収税 2月分	1,720	3,440
2900148	3月27日	給与所得の源泉徴収税 3月分	1,720	5,160
3000009	4月25日	給与所得の源泉徴収税 4月分	1,720	6,880
3000014	5月25日	給与所得の源泉徴収税 5月分	1,720	8,600
3000033	6月25日	給与所得の源泉徴収税 6月分	1,720	10,320
3000031	6月29日	給与所得の源泉徴収税 夏季賞与分	3,267	13,587
3000044	7月25日	給与所得の源泉徴収税 7月分	1,720	15,307
3000056	8月27日	給与所得の源泉徴収税 8月分	1,720	17,027
3000072	9月25日	給与所得の源泉徴収税 9月分	1,720	18,747
<u>3000087</u>	10月25日	給与所得の源泉徴収税 10月分	<u>1,720</u>	20,467
3000100	11月26日	給与所得の源泉徴収税 11月分	1,720	22,187
3000117	12月10日	給与所得の源泉徴収税 冬季賞与分	3,257	25,444
3000123	12月25日	給与所得の源泉徴収税 12月分	1,720	27,164

№3000087

単位:円

整理番号	支出月日	控除内容	控除額	累計
2900124	1月30日	給与所得の源泉徴収税 1月分	3,340	3,340
2900136	2月27日	給与所得の源泉徴収税 2月分	3,340	6,680
2900148	3月27日	給与所得の源泉徴収税 3月分	3,340	10,020
3000009	4月25日	給与所得の源泉徴収税 4月分	3,340	13,360
3000014	5月25日	給与所得の源泉徴収税 5月分	3,340	16,700
3000033	6月25日	給与所得の源泉徴収税 6月分	3,340	20,040
3000031	6月29日	給与所得の源泉徴収税 夏季賞与分	6,534	26,574
3000044	7月25日	給与所得の源泉徴収税 7月分	3,340	29,914
3000056	8月27日	給与所得の源泉徴収税 8月分	3,340	33,254
3000072	9月25日	給与所得の源泉徴収税 9月分	3,340	36,594
<u>3000087</u>	10月25日	給与所得の源泉徴収税 10月分	<u>3,340</u>	39,934
3000100	11月26日	給与所得の源泉徴収税 11月分	3,340	43,274
3000117	12月10日	給与所得の源泉徴収税 冬季賞与分	6,534	49,808
3000123	12月25日	給与所得の源泉徴収税 12月分	3,340	53,148

整理番号	支出月日	支出内容	収入金額	支出金額	残高
3000180	9月25日	会派負担分(15,360円)	15,360	0	15,360
3000180	9月25日	■■■■氏分(3,840円)を、会派が立替分	3,840	0	19,200
3000180	9月25日	労働保険料の納付		19,200	0
3000072	9月25日	■■■■氏の給料より雇用保険料を控除	480	0	480
<u>3000087</u>	10月25日	■■■■氏の給料より雇用保険料を控除	<u>480</u>	0	<u>960</u>
3000100	11月26日	■■■■氏の給料より雇用保険料を控除	480	0	1,440
3000117	12月10日	■■■■氏の冬季賞与より雇用保険料を控除	480	0	1,920
3000123	12月25日	■■■■氏の給料より雇用保険料を控除	480	0	2,400
3000134	1月25日	■■■■氏の給料より雇用保険料を控除	480	0	2,880
3000145	2月25日	■■■■氏の給料より雇用保険料を控除	480	0	3,360
3000157	3月25日	■■■■氏の給料より雇用保険料を控除	480	0	3,840
3000181	3月25日	■■■■氏分(3,840円)会派が立替分を政務活動費に戻し入れ		3,840	0

労働保険料等の納税用通帳にて管理。





政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票

整理番号 3000088 2 1 枚目


会派名 自由民主党

議員名

<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起票日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	H30.10.2	堀	藏島	H30.10.1	村家	高田	高田	●	●
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	H30.10.2			H30.10.1					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起票日	支払完了報告				
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費	支払件数	年	月	日	H30.10.26	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	人件費	1	30	10	26	承認日	村家	高田	●	●
<input type="checkbox"/>	事務費					H30.10.29	村家	高田	●	●
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)					
					整理番号 3000004-1 で事前審査済					

政務活動費 支出額 (振込手数料を含む)	3,093円	内、振込手数料	0円
支出内容	(10月分) 朝日新聞自由民主党控え室新聞購読料 銀行口座引き落とし (10月26日の予定) 口座振替日 26日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)		
積算根拠	朝刊のみ 朝日新聞 1ヶ月 3,093円 (税込)	価格の説明	
購入(依頼)業者	富山市於保多町2-3 ASA 富山中央	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)



**ASA** 2018年10月分 領収証


富山市新桜町7-38  
富山市役所

富山市議会 自由民主党 様

購読銘柄	部数	金額	当ASAの購読料自動振替は、どの金融機関でもご利用可能です。
朝日新聞	1	¥3,093	
領収金額	¥3,093 (本体¥2864)		

朝日新聞サービスアンカー ASA 富山中央  
富山市於保多町2-3  
30.10.26

TEL:076-444-2891 FAX:076-444-2892







№30000889

年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-10-09*		*12,860	普通預金 松野議員	*11,096,767
2 30-10-09*		*3,072	普通預金 有澤議員	*11,093,695
3 30-10-09*		*3,072	普通預金 押田議員	*11,090,623
4 30-10-09*		*3,072	普通預金 竹田議員	*11,087,551
5 30-10-09*		*5,728	電話料	*11,081,823
6 30-10-16*		*12,860	普通預金 鋪田議員	*11,068,963
7 30-10-16*		*6,564	普通預金 鋪田議員	*11,062,399
8 30-10-16*		*3,072	普通預金 石森議員	*11,059,327
9 30-10-16*		*3,072	普通預金 泉議員	*11,056,255
10 30-10-16*		*10,108	明文堂	*11,046,147
11 30-10-16*		*3,672	明文堂	*11,042,475
12 30-10-16*		*10,877	明文堂	*11,031,598
13 30-10-16*		*324	振込手数料	*11,031,274
14 30-10-22	振込	トヤマシキ"カイヨカ	*9,900,000	*20,931,274
15 30-10-23		*6,127	SMBC(シブ"ンタ"イ	*20,925,147
16 30-10-23	振込資金	インターネット代		*20,922,262
17 30-10-25*		*320,000	茶会料	*20,602,262
18 30-10-26		*3,093	シブ"ンタ"イ(セテ"イ	*20,599,169
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)  
 1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に\*と表示します。  
 2. 振替振をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。  
 フォーキー ○○-○○  
 トリクテ ○○-○○

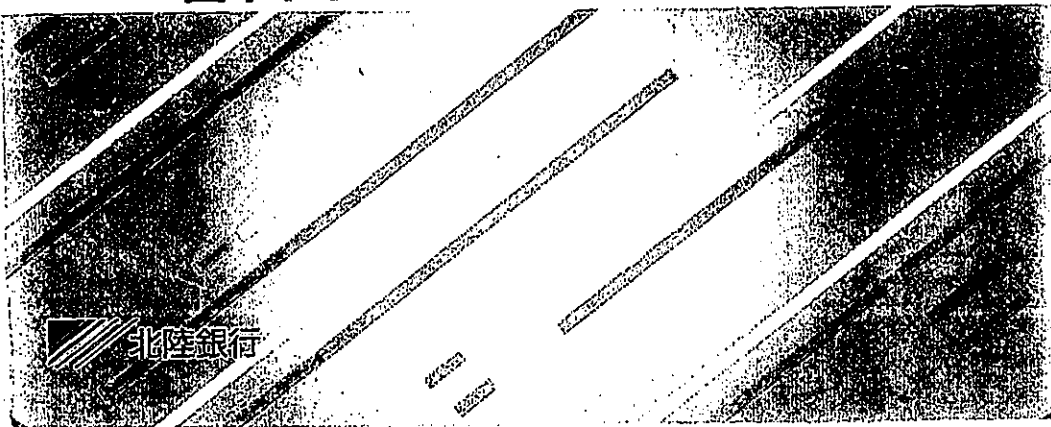
お支払いできる日  
 お支払できる期間は、所定の  
 不渡貸付時限超過後となります。

9

普通預金通帳

店番号 191 口座番号

富山市自由民主党様



政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票

整理番号	3000089	2	1	枚目
会派名	自由民主党			
議員名				

<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	H30.10.2	堀	蔵島	H30.10.1	村家	高田	高田	●	●
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	H30.10.2			H30.10.1					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費	支払件数	年	月	日	H30.10.29	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	人件費	1	30	10	29	承認日	村家	高田	●	●
<input type="checkbox"/>	事務費					H30.10.29				
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)					
					整理番号 3000005-1 で事前審査済					

政務活動費 支出額 (振込手数料を含む)	7,093円	内、振込手数料	0円
支出内容	(10月分) 読売新聞・日本経済新聞 自由民主党控え室新聞購読料 銀行口座引き落とし (10月29日の予定) 口座振替日 28日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)		
積算根拠	朝刊のみ 読売新聞 1ヶ月 3,093円 (税込) 朝刊のみ 日本経済新聞 1ヶ月 4,000円 (税込)	価格の 説明	
購入(依頼)業者	富山市中川原新町65 (株)藤田新聞舗	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

**読売新聞 領収書** 区域016 金戸0001 お問合せNo 01755

お名前 富山市議会 自由民主党 様

富山市市役所  
東6F 市議会  
30年 10月分 振替

銘 柄	部 数	金 額
1 読売新聞朝刊	1	3,093
2 日本経済新聞	1	4,000
3		
合 計		7,093円

領収日 30年10月29日

(株)藤田新聞舗 ☎424-0257(代)  
 ☎富山東部 富山市中川原新町65 ☎424-0257  
 ☎富山中央 富山市弥生町2-1-2 ☎433-2315

領収印

※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

№ 3000089<sup>9</sup>

年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-10-09*		*12,860	普通預金 松野議員	*11,096,767
2 30-10-09*		*3,072	普通預金 有澤議員	*11,093,695
3 30-10-09*		*3,072	普通預金 押田議員	*11,090,623
4 30-10-09*		*3,072	普通預金 竹田議員	*11,087,551
5 30-10-09*		*5,728	電話料	*11,081,823
6 30-10-16*		*12,860	普通預金 鋪田議員	*11,068,963
7 30-10-16*		*6,564	普通預金 鋪田議員	*11,062,399
8 30-10-16*		*3,072	普通預金 石森議員	*11,059,327
9 30-10-16*		*3,072	普通預金 泉議員	*11,056,255
10 30-10-16*		*10,108	明文堂	*11,046,147
11 30-10-16*		*3,672	明文堂	*11,042,475
12 30-10-16*		*10,877	明文堂	*11,031,598
13 30-10-16*		*324	振込手数料	*11,031,274
14 30-10-22	振込	トヤマシキ"カイヨムカ	*9,900,000	*20,931,274
15 30-10-23	振込資金	*6,127	SMBC(シブ"ンタ"イ	*20,925,147
16 30-10-23		*2,885	インターネット代	*20,922,262
17 30-10-25*		*320,000	給料	*20,602,262
18 30-10-26		*3,093	シブ"ンタ"イ(セテ"イ	*20,599,169
19 30-10-29		*7,093	フジ"タシブ"ンホ /	*20,592,076
20 30-10-29		*11,880	タ"イチ"ニ列	*20,580,196
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)

1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に\*と表示します。
2. 証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。  
 フォン 〇〇-〇〇  
 トリクター 〇〇-〇〇

お支払いできる日

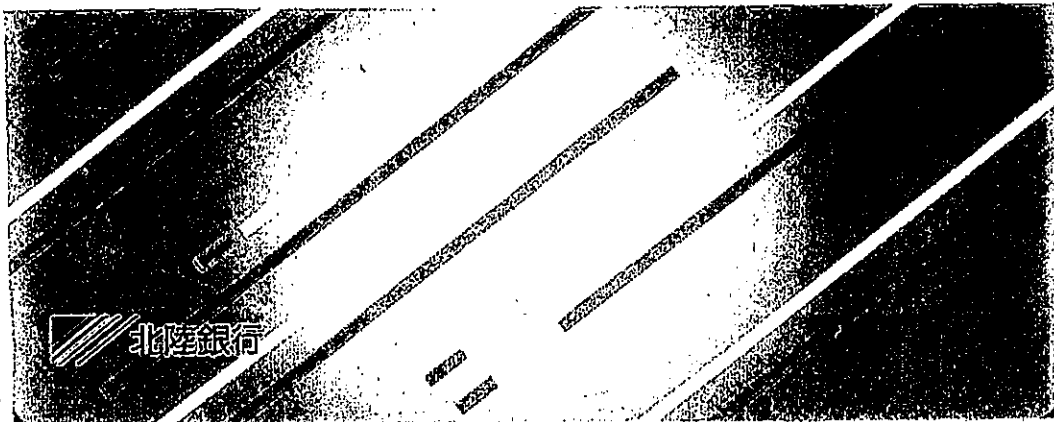
お支払できる時間は、所定の  
不渡通知時間経過後となります。

9

## 普通預金通帳

店番号 191 口座番号

富山市自由民主党様



<b>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</b>					整理番号	3000082	2	1	枚目	
					会派名	自由民主党				
					議員名					
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	H30.10.9	高	金平	H30.10.4	村家	高田	高田	●	●
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	H30.10.9			H30.10.5					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input type="checkbox"/>	資料購入費	支払件数	年	月	日	H30.10.29	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	人件費	1	30	10	29	承認日	村家	高田	●	●
<input checked="" type="checkbox"/>	事務費					H30.10.29				
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)					
					整理番号 3000016-1 で事前審査済					

政務活動費 支出額 (振込手数料を含む)	11,880円 /	内、振込手数料	
支出内容	(9月分) シュレッダーレンタル料金 口座振替日 27日 (休日の場合は翌営業日) (10月29日の予定)		
積算根拠	月額レンタル料金 レンタル料金 11,000円 消費税 880円 請求額 11,880円 / 請求書を参照してください。	価格の 説明	請求書のとおり
購入(依頼) 業者	富山県富山市婦中町萩島 2967-8 第一レンタル株式会社 富山センター	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

№3000082

請求書

〒930-8510  
富山市新桜町 7-38

富山市議会自由民主党 様  
シュレッダーレンタル

No. 18092497



第一レンタル株式会社  
DAICHI RENTAL

富山県南砺市高堀 8 番地  
TEL (0763) 22-7321(代)  
FAX (0763) 22-6226

948298

2018 年 9 月 30 日 下記の通り御請求申し上げます。

請求内訳	金額	備考
賃貸料	11,000	
合計金額	11,000	
消費税等	880	
御請求金額	11,880	

--	--	--

前月繰越額	
御入金額	
当月請求額	
請求合計額	

▶ 振込銀行  
北陸銀行 福野支店(当) 4046540  
富山第一銀行 福野支店(当) 002713

次回口座振替日は  
10月29日です。  
よろしくお願ひします。





No 3000082 9

年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-10-09*		*12,860	普通預金 松野議員	*11,096,767
2 30-10-09*		*3,072	普通預金 有澤議員	*11,093,695
3 30-10-09*		*3,072	普通預金 押田議員	*11,090,623
4 30-10-09*		*3,072	普通預金 竹田議員	*11,087,551
5 30-10-09*		*5,728	電話料	*11,081,823
6 30-10-16*		*12,860	普通預金 鋪田議員	*11,068,963
7 30-10-16*		*6,564	普通預金 鋪田議員	*11,062,399
8 30-10-16*		*3,072	普通預金 石森議員	*11,059,327
9 30-10-16*		*3,072	普通預金 泉議員	*11,056,255
10 30-10-16*		*10,108	明文堂	*11,046,147
11 30-10-16*		*3,672	明文堂	*11,042,475
12 30-10-16*		*10,877	明文堂	*11,031,598
13 30-10-16*		*324	振込手数料	*11,031,274
14 30-10-22	振込	トヤマシキ"カイヨロカ	*9,900,000	*20,931,274
15 30-10-23		*6,127	SMBC(シブ"ンタ"イ	*20,925,147
16 30-10-23	振込資金	*2,885	インターネット代	*20,922,262
17 30-10-25*		*320,000	雑料	*20,602,262
18 30-10-26		*3,093	シブ"ンタ"イ(セテ"イ	*20,599,169
19 30-10-29		*7,093	フジ"タシブ"ン市	*20,592,076
20 30-10-29		*11,880	タ"イイチレ"ン	*20,580,196
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)

1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日順に◎と表示します。
2. 振替形をお預け入れのときは、お支払い金額順に次のとおり表示します。

タクシー ○○-○○  
 トリクター ○○-○○

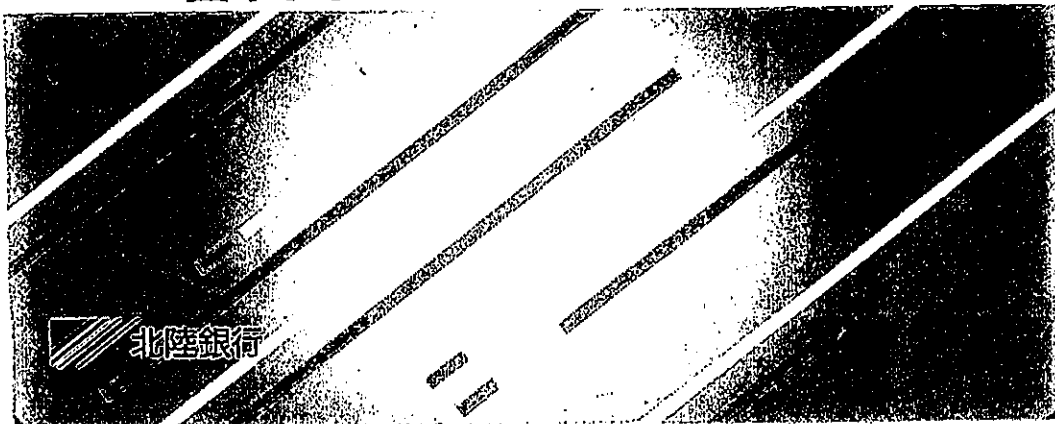
お支払いできる日  
 お支払できる時間は、所定の  
 不具遠慮時間経過後となります。








9

## 普通預金通帳

店番号 191 口座番号

富山市自由民主党様



<b>研修会・研究会 実施計画書</b> 政務活動費《事前》審査書				整理番号	3000183	1	1	枚目		
				会派名	自由民主党					
				議員名	政調会 舎川智也					
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			全派承認欄					
<input checked="" type="checkbox"/>	研修費	交付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	H30.10.16	 		H30.10.10					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	H30.10.16								
<input type="checkbox"/>	資料作成費	特記事項(第三者機関)			特記事項(全派)					
<input type="checkbox"/>	資料購入費									
<input type="checkbox"/>	人件費									
<input type="checkbox"/>	事務費									

項目	内容		留意点	
1	実施者	富山市議会自由民主党政調会		
2	実施日程	平成30年10月24日(水)		
3	行程 ※県外での 研修会・研 修会への参 加時に記入	富山市役所 議会棟7階 第一委員会室にて	政務活動のため の合理的な経路 か。政務活動以 外の行程が含ま れていないか。 宿泊が必要か。	
4	研修 研究 1	研修会・研究会名	議会基本条例(自治基本条例)について	目的と市政、行 政課題等の関連 性、調査内容等 具体性、調査方 法の妥当性、事 前調査の結果等 の内容
		講師等	村田 春樹氏	
	開催日程	平成30年10月24日(水)		
	開催場所	富山市役所 議会棟7階 第一委員会室		
	研修会・研究会 の目的・内容	【目的】これまでに議会基本条例(自治基本条例)が制定されてきた経緯を聞き、制定された自治体の問題点と現状について考えることを目的とする。 【内容】基本条例について講義を受け、意見交換を行った後に、条例制定の必要性について検証する。		
	研修 研究 2	研修会・研究会 の目的・内容		
5	実施経費 及び 政務活動 費の支出 予定額 (振込手数料 を含まず)	謝金	30,000円 /	対象費用及び単 価見積が適切か 政務活動費充当 方法は適切か。 按分率適用の分 母は適切か。(混 在不明確な部分 が対象。明確な部 分は当初除外して あるか。)
		交通費	24,930円 (片道12,465円) /	
			上記のうち源泉所得税徴収分として5,608円を納付予定	
		合計額	54,930円	
	支出額	54,930円		
6	取引規定	抵触していない	取引制限の確認	



平成30年10月10日

講師の謝金について

政務活動費の運用指針の「県外講師の知識人」の謝礼においては、10,000円～12,000円としておりますが、10月24日に開催を予定している政調会主催の村田春樹氏の『議会基本条例について』の謝金について、30,000円として申請するものです。

村田氏は現在、事務所契約もなく、個人で講師依頼を受けているため明確な講演料規定もないことから、一般的な講演料や研修による講師を引き受ける場合は一律30,000円として請求させて頂いているとのことであります。

政務活動費の運用指針の基準から約20,000円超過するものとなりますが、会派として、現在、議会基本条例を調査・研究している段階で村田氏の著書などから、今回、村田氏の講演を聞くことは大変貴重な機会である判断したことから村田氏の要請に応じたく考えるところであります。また、会派役員についても、村田氏の今回の講演料は妥当であるとして承認を得たものであります。

引き続き、講師との謝金交渉については、実績等を鑑み慎重に交渉するものと致します。

富山市議会自由民主党政調会  
政調会長 高田 重信



富山市議会自由民主党  
会長 村家 博



TOP > 乗換案内 > 乗換案内 鶴ヶ島⇒大宮(埼玉県)⇒高山駅

出発 鶴ヶ島 大宮(埼玉県) 到着 高山駅 再検索

2018年10月10日(水)13時10分 出発 高速バス優先検索 LCC優先検索 レンタカー検索

時刻表改正について | 運賃表示について | 定期券運賃について

1 13:57 発 17:01 着 乗車券 ¥ 12,470円 乗換 2回  
所要時間 3時間4分 IC 12,465円

印刷 メール送信 カレンダー登録 ルート印刷

出発 13:57 鶴ヶ島 周辺地図 時刻表 混雑予報

2番ホーム  
7分 東武東上線急行【フライナー】元町・中華街行 きつぷ運賃 170円  
6.5km 中方車両 IC運賃 165円  
途中の停車駅

14:04 着 14:10 発 川越 周辺地図 時刻表 混雑予報

<当駅始発>  
23分 JR川越線快速 新木場行 きつぷ運賃 170円  
18.1km 前・中・後方車両 IC運賃 165円  
途中の停車駅

14:33 着 14:50 発 大宮 周辺地図 時刻表 混雑予報

JR北陸新幹線 はくたか567号 金沢行  
新幹線チケット予約はこちら >  
2時間7分 運賃 6,260円  
361.6km 座席別料金 ○ 5,520円 自由席  
宿泊パックについて ◎ 6,040円 指定席  
○ 10,570円 グリーン席  
○ 18,890円 グラントラス  
\*座席を売買すると合計運賃が切り替わります

16:57 着 16:57 発 高山 周辺地図

4分 徒歩

17:01 着 高山駅 周辺地図 混雑予報

周辺情報 ホテル グルメ 住者情報 バス停 駅 駐車場 レンタカー予約  
高山駅を出てからの徒歩ルート  
周辺にあるスポットまでのルートを検索します。

定期代内訳  
該当の区間の定期料金はありません  
CO2排出量  
約8,067g(概算)  
他の移動手段でのルート  
再検索

税 取寄せ資金 (納付書) 平成 30 年 富山 00043611 110 00383036 (記入例) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

区分	コード	金額	源泉徴収税額
01	1	54,930	5,608

納明等の区分  
3010

住所 (所在地) 930-0005 (電話番号 076-443-2152)  
富山市新桜町7-38  
富山市議会自由民主党

本税 5,608  
延滞税  
合計額 ¥5,608

07301 110 00383036

平成30年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地	氏名又は称	個人番号又は法人番号
区分	細目	支払金額	源泉徴収税額
	講師謝金	54,930	5,608
(摘要) 平成30年10月24日分			
支払者	住所(居所)又は所在地	氏名又は称	個人番号又は法人番号
	富山市新桜町7番38号	富山市議会自由民主党	00383036
整理欄	①	②	

○個人番号又は法人番号一欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右欄に記載する。

「支払調書」は、通常二枚作成し、一枚は税務署へ提出し、一枚を支払った相手に渡します。期間中に、支払った報酬や賞金などを含め、合計5万円を超える(5万円までは提出が不要です)報酬額の合計、源泉徴収をした金額の合計を記入します。

2014年の場合は、報酬額のうち、10.21%が源泉徴収税額になります。フリーランスのデザイナーや、翻訳家、講演を行う生業の方、税理士事務や担当弁護士などに支払ったような場合が、これに該当し、相手が法人で請求書による支払いを行っている場合などは、必要のない場合が多いようです。

## ■2) 具体的な源泉徴収額の計算はどうなっているのでしょうか

源泉徴収をする金額は、1)所得税率 2)復興特別所得税率 から構成されており、

1)=10% 2)=0.21% 1)+2)=合計10.21%が徴収額の内訳です。

計算額の端数は、1円未満を切り捨てて計算します。さらに注意が必要なのは、期間中の報酬額が100万円を超えた部分については、さらに別の計算式を使用します。

それぞれ、支払った相手の住所や氏名などの情報を記入し、当然ながら、支払者の情報として、支払者の住所や名称、連絡先などを記載する必要があります。

1)例えば、翻訳料として、年間の報酬の合計が20万円だった場合  $200,000円 \times 10.21\% = 20,420円$ が源泉徴収額となり、支払額=200,000円-20,420円で、179,580円となります。

2)次に、フリーランスのデザイナーに、年間の報酬を160万円を支払った場合 100万円までの税額計算は、上記と同じ計算式で、 $1,000,000 \times 10.21\% = 102,100円$

100万円を超えた60万円についての計算は、 $600,000円 \times 20.42\% = 122,520円$

報酬額は160万円、源泉徴収額は102,100円+122,520円=224,620円となります。この支払調書は、翻訳家やフリーランスの個人事業主が確定申告の際に使用します。

## ■3) まとめてみるとこうなります。

給与や、退職金、外注先に、該当する期間中に支払った報酬や退職金、ボーナスや賞金などのすべての支払いをまとめて記入する合計表が、「法定調書」であり、社員のような従業員と退職者、そして、外注した個人事業主へ個別に渡す「支払調書」などがあります。

給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表には、

### 1) 給与所得の源泉徴収票合計表

従業員の方は、毎月の給与や賞与から、源泉徴収をされたの支給が通常行われていますので、それらの年間の合計を正確に記入します。

### 2) 退職所得の源泉徴収票合計表

対象の期間中に退職による退職金を支給した場合などにも、源泉徴収を行ったうえで支払を行いますので、こちらも、年間の合計を正確に記入します。

### 3) 報酬、料金、契約金および賞金の支払調書合計表

不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書  
 詳しくみる フリーをお試し

一般的には、このうち「給与所得の源泉徴収票合計表」「退職所得の源泉徴収票合計表」「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表」の3項目に記入が必要となります。

「不動産の使用料等の支払調書」については不動産の貸主が個人のと看、賃料が年間15万円を超えた場合に、また貸主が法人のときは更新料が年間15万円を超えた場合に提出が必要となります。

### 法定調書合計表の提出期限

法定調書合計表は、毎年1月末が提出期限とされています。

### 支払調書とは

平成 年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地				
	氏名又は名称	個人番号又は法人番号			
区分	雑 目	支払金額		源泉徴収税額	
		円	円	円	円
(概要)					
支払者	住所(居所)又は所在地				
	氏名又は名称	個人番号又は法人番号			
整理 欄		①	②		

309

法定調書のひとつである支払調書は、同一の相手に支払った金額が5万円以上である場合に作成します。支払調書の発行者は源泉徴収義務者である企業で、受け取り手は主に個人事業主・フリーランスとなります。

支払調書には1年間の報酬とその報酬に対して支払われた源泉徴収税額が記載されており、一般的な企業勤めの方が受け取る源泉徴収票のような扱いとなるものです。

ただし、支払いを行った側が支払いを受けた側に対して支払調書を発行する義務はなく、実

支払を受ける者の住所(住所)又は所在地	氏名又は名称	支払金額	源泉徴収税額
詳しくみる	フリーをお試し		
支払を受ける者の住所(住所)又は所在地	氏名又は名称		
支払を受ける者の住所(住所)又は所在地	氏名又は名称		
支払を受ける者の住所(住所)又は所在地	氏名又は名称		
支払を受ける者の住所(住所)又は所在地	氏名又は名称		

「給与所得の源泉徴収票合計票」同様、支払いを受けた人数、支払われたそれぞれの報酬の総額、源泉徴収税額を記入します。

通常、支払先が法人である場合は源泉徴収の対象外となります。しかし報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表では、このような源泉徴収の対象ではない法人への支払い分を含めた合計数を記入する必要があります。

支払調書の書き方

平成29年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

支払を受ける者	住所(住所)又は所在地	<b>住所を記入</b>	
	氏名又は名称	<b>氏名を記入</b>	
区分	細目	支払金額 円	源泉徴収税額 円
		108,000	10,210
(摘要)			
支払者	住所(住所)又は所在地	<b>会社の住所を記入</b>	
	氏名又は名称	<b>会社の名称を記入</b>	
整理欄	①	②	

マイナンバーを記入

支払調書は、税務署に提出する分には法人番号と個人番号を記載しますが、支払先である個人へ控えとして渡す分には個人番号を記載しないことに注意しましょう。また、支払調書には税込の金額を記載します。消費税欄が別に設けられている場合のみ例外的に税抜の金額を記載し、摘要欄に消費税の金額を別途記載してください。



項目	内容	留意点
<p>研修会・研究会の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例(自治基本条例)の制定の経緯</li> <li>・議会基本条例制定済みの具体的な市町村の例を挙げ課題を指摘</li> <li>・地方分権一括法や地方自治法ほか「議員必携」などから、条例の基本や目的の捉え方などを、約1時間10分の講演後、質疑・意見交換を実施</li> </ul>	<p>留意点</p>
<p>5 市政への影響、反映、成果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成6年 松下圭一法政大学名誉教授が、自治基本条例を提唱。民主党政権下で「市民自治」や「市民共和」を基本スタンスとした。また、松下圭一氏は、国民主権とは、「市民参加」で、その最も具体的な例が「市民が自分たちの市長をつくる」「市民が自分たちの代表を市長として行政に送り込む」こととして、耳ざわりは良く聞こえるが、ここで言う「代表」とは決して保守主義者ではなく、あくまでも市民運動家を指し、自治基本条例(議会基本条例)は市の憲法として、自治体の最高法規として位置付けるものとしている。</li> <li>・上記のことから、条例を制定しているある自治体の市民の定義について例に挙げて頂いた。『〇〇市自治基本条例は、〇〇市に住む人だけではなく、〇〇市で働き、学ぶ人、あるいはNPO活動に従事する人や団体など幅広く対象としています。』としているため、その自治体に市民についての定義を確認されたところ、その自治体に住んだこともない人、選挙権のない人、外国人、オカルト系宗教団体、広域暴力団なども市民として定義すると回答されたとのことであった。</li> <li>・これらは、平成12年に施行された「地方分権一括法」に基づく地方分権改革や平成18年に成立した「地方分権推進法」などによる流れを指しているが、プロ市民は必ずこの地方分権一括法を自治基本条例(議会基本条例)の推進理由としているがたただのこじつけであるとした。</li> <li>・また、基本条例が制定された議会における住民投票では、過去の結果から、議会で決定した結果の逆になるケースが多くある。反対派が市民以外の活動家もしくは外国人の力を借りて投票に導くことが可能になる。住民投票が民主主義における市民の想いを反映したものにならないケースがあることを実例をもって紹介された。</li> <li>・市町村議会議員の所属会派は、無所属系が70%を占める。その中で、自民保守系は、50%と推測するため、少数派(自治労系や革新系)の意見を直接議会に反映させるためには、議会基本条例の制定が必須であったが、中身を精査せずに他の議会の条文を丸写しにした「金太郎飴」のような議会基本条例の制定が平成24年にかけてピークとなったが、現在は制定を検討したが見送るなど一段落し、平成30年度の制定は無いと予想するとのことだった。</li> <li>・以上のことから、今後についても、議会基本条例の制定をもって議会改革とは考えず、市民の要望を少しでも多く予算に反映できる議会の仕組みづくりを追求すること。これこそが議会改革と考え、耳ざわりの良い言葉などを引用せず、引き続き、市民の福祉の充実と持続可能な自治体経営を徹底するものとして、会派一丸となって提言していきたい。</li> </ul>	<p>目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等具体性、調査方法の妥当性、会派内での報告・情報共有等の対応等</p> <p>政務活動のみの内容か。政務活動以外の政党活動、選挙活動、後援会活動等とみなされる表現、構成になっていないか。</p> <p>政務活動費を支出できる内容か。(全額、1/2 支出不可)</p>
<p>その他</p>	<p>今回の講義については、配布資料はなく、パワーポイントによる説明となりました。</p>	



項目		内容		留意点
実施経費 及び 政務活動費支出額	講師謝礼 講師交通費	支出金額 49,322円	支出方法 <input type="checkbox"/> 債権者口座 <input checked="" type="checkbox"/> 議員口座(立替)	対象費用及び 単価見積が適切か。 政務活動費充当方法は適切か。 按分率適用の分母は適切か。 (混在不明確な部分が対象。明確な部分は当初除外してあるか。)
		支出先 舍川議員 【立替え支払先】村田 春樹 氏		
		支出内容及び 積算根拠 謝礼 研修会講師料 30,000円 交通費 24,930円 上記のうち源泉所得税徴収分として5,608円を納付		
	源泉所得稅	支出金額 5,608円	支出方法 <input type="checkbox"/> 債権者口座 <input checked="" type="checkbox"/> 議員口座(立替)	
		支出先 舍川議員 【立替え支払先】日本銀行歳入代理店 北陸銀行 富山市役所出張所		
		支出内容及び 積算根拠 源泉所得税徴収分として5,608円を納付 研修会講師料 30,000円 交通費 24,930円 税込合計額 54,930円		
		54,930円 × 10.21% ≒ 5,608円		
		支出金額	支出方法 <input type="checkbox"/> 債権者口座 <input type="checkbox"/> 議員口座(立替)	
		支出先		
		支出内容及び 積算根拠		
	支出金額	支出方法 <input type="checkbox"/> 債権者口座 <input type="checkbox"/> 議員口座(立替)		
	支出先			
	支出内容及び 積算根拠			
取引規定	抵触していない。			
経費総額	54,930円	按分率(充当率)	100%・50%	
按分率適用 対象経費 及び 按分理由				
政務活動費 支出(充当)額	54,930円			

6

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。)

No.

2018年10月24日

領収書

富山市議会 自由民主党 様

¥ 49,322 -

但し 平成30年10月24日講師謝金 として

上記正に領収致しました。

電子領収書  
につき印紙  
不要

内 訳  
税抜金額  
消費税額  
消費税率

村田春樹

領収証書

32319 30 富山 00043611 110 00383036

1. 原稿料、著作権の使用料、放送謝金等	07	吾能人の役務の提供を内容とする事業を行う個人の報酬・料金	31	広告宣伝のための賃金	110	その他の区分及び捺印のあるものについては「領収証書」の裏面を参照してください。
5. 外交費等の報酬・料金	08	ホステス等の報酬・料金	41	公的年金等		
6. 映画、演劇の俳優等の報酬・料金	21	役務提供についての契約金				

納期等の区分  
平成 年 月 日  
30 10 24

支払分源泉所得税及び復興特別所得税

証券受領

内 訳

本 税 5608  
延滞税  
合計額 ¥5608

住所 (〒930-0005) (電話番号076-443-2152)  
富山市新桜町7-38

富山市議会自由民主党

国庫金

07301 110 00383036

出納 30.10.24 北陸・富山市役所 6-3

左記の合計額を領収しました

平成30年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地	[REDACTED]			
	氏名又は称名	村田 春樹			
		個人番号又は法人番号			
区分	細目	支払金額		源泉徴収税額	
講師謝金		内	52,930	内	5,608
(摘要) 平成30年10月24日分					
支払者	住所(居所)又は所在地	富山市新桜町7番38号			
	氏名又は称名	富山市議会自由民主党			
		TEL (076) 442-2152 (富山)			
		個人番号又は法人番号			
		00383036			
整理欄		①	②		

○個人番号又は法人番号は、個人番号(12桁)を記載する場合は、右端に記載します。

整理番号	3000183	2	2枚目
------	---------	---	-----


# 振替証明書


会派名 自由民主党

金額	54,930 円
----	----------

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

30年 10月 30日

経理責任者 高田 真里  印

氏名	<u>合川 裕也</u>	受領印	
----	--------------	-----	---



№ 3000183 9

年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
130-10-09*	振込	*12,860	普通預金 松野議員	*11,096,767
230-10-09*		*3,072	普通預金 有澤議員	*11,093,695
330-10-09*		*3,072	普通預金 押田議員	*11,090,623
430-10-09*		*3,072	普通預金 竹田議員	*11,087,551
530-10-09*		*5,728	電話料	*11,081,823
630-10-16*		*12,860	普通預金 鋪田議員	*11,068,963
730-10-16*		*6,564	普通預金 鋪田議員	*11,062,399
830-10-16*		*3,072	普通預金 石森議員	*11,059,327
930-10-16*		*3,072	普通預金 泉議員	*11,056,255
1030-10-16*		*10,108	明文堂	*11,046,147
1130-10-16*		*3,672	明文堂	*11,042,475
1230-10-16*		*10,877	明文堂	*11,031,598
1330-10-16*		*324	振込手数料	*11,031,274
1430-10-22	振込	トヤマシキ カイヨムカ	*9,900,000	*20,931,274
1530-10-23	振込資金	*6,127	SMBC(シブフンタイ	*20,925,147
1630-10-23		*2,885	インターネット代	*20,922,262
1730-10-25*		*320,000	給料	*20,602,262
1830-10-26		*3,093	シブフンタイ(セテ)イ	*20,599,169
1930-10-29		*7,093	フジマシブフンホ	*20,592,076
2030-10-29		*11,880	タイテレコ	*20,580,196
2130-10-30*		*46,390	普通預金 泉議員	*20,533,806
2230-10-30*		*3,072	普通預金 成田議員	*20,530,734
2330-10-30*		*54,930	普通預金 宮川議員	*20,475,804
2430-10-30		振込資金	*68,773	コピーカウソ代

(お知らせ)

1. 通帳のご振出のお取引のときは年月日順に々と表示します。
2. 振券をお預け入れのときは、お支払い金額順に次のとおり表示します。

アケン 〇〇-〇〇  
トクテ 〇〇-〇〇

→ お支払いできる日

お支払できる期間は、所定の  
不及通知期限迄となります。

9

## 普通預金通帳

店番号

口座番号

富山市自由民主党様

北陸銀行

番号	氏名	出欠	出欠	備考
1	久保大憲	○		
2	松井邦人	9		
3	金谷幸則	○		
4	泉英之	X		
5	石森正二	○		
6	竹田勝	○		
7	舎川智也	○		
8	押田大祐	○		
9	江西照康	X		
10	高田真里	○		
11	高道秋彦	○		
12	成田光雄	○		
13	横野昭	○		
14	金厚有豊	○		
15	鋪田博紀	○		
16	高田重信	X		
17	村上和久	X		
18	村家博	○		
19	有澤守	○		
20	高見隆夫	X		
21	柞山数男	○		
22	五本幸正	○		
	計			

※申込み締切り

迄(厳守)

「支払調書」は、通常二枚作成し、一枚は税務署へ提出し、一枚を支払った相手に渡します。期間中に、支払った報酬や賞金などを合め、合計5万円を超える(5万円までは提出が不要です)報酬額の合計、源泉徴収をした金額の合計を記入します。

2014年の場合は、報酬額のうち、10.21%が源泉徴収税額になります。フリーランスのデザイナーや、翻訳家、講演を行う生業の方、税理士事務や担当弁護士などに支払ったような場合が、これに該当し、相手が法人で請求書による支払いを行っている場合などは、必要のない場合が多いようです。

## ■2) 具体的な源泉徴収額の計算はどうなっているのでしょうか

源泉徴収する金額は、1)所得税率 2)復興特別所得税率 から構成されており、

1) = 10% 2) = 0.21% 1) + 2) = 合計10.21%が徴収額の内訳です。

計算額の端数は、1円未満を切り捨てて計算します。さらに注意が必要なのは、期間中の報酬額が100万円を超えた部分については、さらに別の計算式を使用します。

それぞれ、支払った相手の住所や氏名などの情報を記入し、当然ながら、支払者の情報として、支払者の住所や名称、連絡先などを記載する必要があります。

1) 例えば、翻訳料として、年間の報酬の合計が20万円だった場合  $200,000円 \times 10.21\% = 20,420円$ が源泉徴収額となり、支払額 =  $200,000円 - 20,420円 = 179,580円$ となります。

2) 次に、フリーランスのデザイナーに、年間の報酬を160万円を支払った場合 100万円までの税額計算は、上記と同じ計算式で、 $1,000,000 \times 10.21\% = 102,100円$

100万円を超えた60万円についての計算は、 $600,000円 \times 20.42\% = 122,520円$

報酬額は160万円、源泉徴収額は $102,100円 + 122,520円 = 224,620円$ となります。この支払調書は、翻訳家やフリーランスの個人事業主が確定申告の際に使用します。

## ■3) まとめてみるとこうなります。

給与や、退職金、外注先に、該当する期間中に支払った報酬や退職金、ボーナスや賞金などのすべての支払いをまとめて記入する合計表が、「法定調書」であり、社員のような従業員と退職者、そして、外注した個人事業主へ個別に渡す「支払調書」などがあります。

給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表には、

### 1) 給与所得の源泉徴収票合計表

従業員の方は、毎月の給与や賞与から、源泉徴収をされての支給が通常行われていますので、それらの年間の合計を正確に記入します。

### 2) 退職所得の源泉徴収票合計表

対象の期間中に退職による退職金を支給した場合などにも、源泉徴収を行ったうえで支払を行いますので、こちらも、年間の合計を正確に記入します。

### 3) 報酬、料金、契約金および賞金の支払調書合計表

不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書  
 詳しくみる フリーをお試し

一般的には、このうち「給与所得の源泉徴収票合計票」「退職所得の源泉徴収票合計表」「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表」の3項目に記入が必要となります。

「不動産の使用料等の支払調書」については不動産の貸主が個人るとき、賃料が年間15万円を超えた場合に、また貸主が法人のときは更新料が年間15万円を超えた場合に提出が必要となります。

### 法定調書合計表の提出期限

法定調書合計表は、毎年1月末が提出期限とされています。

### 支払調書とは

平成 年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

支払を受ける者	住所(貸主)又は所在地										
	氏名又は名称	個人番号又は法人番号									
区分	細目	支払金額			源泉徴収税額						
		円	千	円	円	千	円				
(備考)											
支払者	住所(貸主)又は所在地										
	氏名又は名称	個人番号又は法人番号									
整理欄 ① ②											

309

①個人番号又は法人番号「個人番号」は個人番号「法人番号」を記載する場合は、在籍地を記載する

法定調書のひとつである支払調書は、同一の相手に支払った金額が5万円以上である場合に作成します。支払調書の発行者は源泉徴収義務者である企業で、受け取り手は主に個人事業主・フリーランスとなります。

支払調書には1年間の報酬とその報酬に対して支払われた源泉徴収税額が記載されており、一般的な企業勤めの方が受け取る源泉徴収票のような扱いとなるものです。

ただし、支払いを行った側が支払いを受けた側に対して支払調書を発行する義務はなく、実







議会基本条例とは  
 平成30年10月24日(水)  
 於・富山市役所  
 講師 利田裕樹(自治基本条例に  
 反対する市長の会長)

2018 10 24

議会基本条例とは

平成30年10月24日(水)

於・富山市役所

講師 村田善樹(自治基本条例に  
反対する市民の会会長)

2018 10 24

「支払調書」は、通常二枚作成し、一枚は税務署へ提出し、一枚を支払った相手に渡します。期間中に、支払った報酬や賞金などを含め、合計5万円を超える(5万円までは提出が不要です)報酬額の合計、源泉徴収をした金額の合計を記入します。

2014年の場合は、報酬額のうち、10.21%が源泉徴収税額になります。フリーランスのデザイナーや、翻訳家、講演を行う生業の方、税理士事務や担当弁護士などに支払ったような場合が、これに該当し、相手が法人で請求書による支払いを行っている場合などは、必要のない場合が多いようです。

## ■2) 具体的な源泉徴収額の計算はどうなっているのでしょうか

---

源泉徴収をする金額は、1)所得税率 2)復興特別所得税率 から構成されており、

1) = 10% 2) = 0.21% 1) + 2) = 合計10.21%が徴収額の内訳です。

計算額の端数は、1円未満を切り捨てで計算します。さらに注意が必要なのは、期間中の報酬額が100万円を超えた部分については、さらに別の計算式を使用します。

それぞれ、支払った相手の住所や氏名などの情報を記入し、当然ながら、支払者の情報として、支払者の住所や名称、連絡先などを記載する必要があります。

1) 例えば、翻訳料として、年間の報酬の合計が20万円だった場合  $200,000円 \times 10.21\% = 20,420円$ が源泉徴収額となり、支払額 =  $200,000円 - 20,420円$ で、179,580円となります。

2) 次に、フリーランスのデザイナーに、年間の報酬を160万円を支払った場合 100万円までの税額計算は、上記と同じ計算式で、 $1,000,000 \times 10.21\% = 102,100円$

100万円を超えた60万円についての計算は、 $600,000円 \times 20.42\% = 122,520円$

報酬額は160万円、源泉徴収額は $102,100円 + 122,520円 = 224,620円$ となります。この支払調書は、翻訳家やフリーランスの個人事業主が確定申告の際に使用します。

<b>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</b>					整理番号	3000083	2	1 枚目		
					会派名	自由民主党				
					議員名					
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	H30.10.30	高	金平	H30.10.25	村家	高	高	●	●
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	H30.10.30			H30.10.29					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input type="checkbox"/>	資料購入費	支払回数	年	月	日	H30.10.30	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	人件費	1	30	10	30	承認日	村家	高	●	●
<input checked="" type="checkbox"/>	事務費					H30.10.30				
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)					
					整理番号 3000021-1 で事前審査済					

政務活動費 支出額 <small>(振込手数料を含む)</small>	68,773 円	内、振込手数料	北陸銀行 540 円
支出内容	9月分 コピーカウント代 (リコーカラーコピーMP C4502 パフォーマンスチャージ料金)		
積算根拠	フルカラーコピーカウント 963 カウント 16,274 円 モノカラーカウント 5,505 カウント 15,964 円 フルカラープリントカウント 1,946 カウント 30,941 円 消費税 5,054 円 合計 68,233 円	価格の 説明	請求書のとおり
購入(依頼) 業者	富山市新根塚町3丁目6番地5 文伸堂 代表 畑田 正浩	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

お客様コードNo L0800

930-8510

富山市新桜町7-38

富山市議会 自由民主党 様

TEL:076-443-2152 FAX:076-431-6100

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

請 求 書 №3000083

No 67-1

2018年 10月 20日 締切分 (20)

OA機器・スチール家具・PC事務用品・複合機・ソコソコ  
 文伸堂 代表 畑田 正浩  
 富山県富山市新根家町三丁目6番地5 〒939-8205  
 tel 076-423-0238 fax 076-425-9340  
 <振込銀行>  
 北陸銀行 中野出張所 普通 6002746  
 富山信用金庫 大泉支店 当座 0901987

前回御請求額	御入金額	繰越金額	御買上額	今回御請求額
0	0	0	68,233	¥68,233

伝票日付	伝票No	品名	数量	単位	単価	金額
18/ 9/30	992826	リコーカラーコピーMPC4502ハフォーマンスタンダード料金				
		①フルカラーコピーカウント フルカラーカウント今回138649前回137657計992 ミスコピー控除3% 29御請求カウント963	963	カウント	16.9	16,274
		②モノカラーカウント モノカラーカウント今回359327前回353710計5617 ミスコピー控除2% 112御請求カウント5505	5,505	カウント	2.9	15,964
		③フルカラープリントカウント フルカラーカウント今回52911前回50905計2006 ミスコピー控除3% 60御請求カウント1946	1,946	カウント	15.9	30,941
		■9/1-9/30				
		【税別御買上計 8.0%】				63,179
		消費税等 8.0%				5,054
		【合計】				68,233

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)



領 収 証

No. 000570

富山県議会 自由民主党 様

30年 10月30日

金額	¥ 68233
----	---------

現金	
小切手	
手形	
相殺	
振込	✓

但し 上記の金額正に領収いたしました

上記の金額正に領収いたしました



事務機械・スチール家具・ECO事務用品

**B 文伸堂**

BUNSHINDO

〒939-8205 富山県富山市新根塚町 3-6-5  
TEL 076-423-0238 FAX 076-425-9340

取扱者印



取扱者印なきものは無効といたします。



貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

翌日扱

お振込日 平成 30 年 10 月 30 日

振込金受取書(兼手数料受取書) 振込受付書(兼手数料受取書) いずれかを二重線で抹消

電信扱

振込先 銀行 信金 協信 信組 その他 支店名 (漢字) 左づめでご記入ください。 北陸 中野

カタカナで姓と名の間に1マスあけて左づめでご記入ください (濁点(゜)、半濁点(ㇿ)も1字) 文伸堂 代表 畑田 正浩

カタカナで姓と名の間に1マスあけて左づめでご記入ください (濁点(゜)、半濁点(ㇿ)も1字) 富山市議会 自由民主党

当行をご利用いただきありがとうございます。 今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

株式会社 北陸銀行

店



振込受付書の場合 印紙不要

- 振込金として現金または有価証券(当座小切手等)を受領した場合は、「振込金受取書(兼手数料受取書)」...
○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがあります。
○やむを得ない事由による通達機器・回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
○この振込は、振込規定により取り扱います(振込規定ご入用の方は申し出てください)。
○「翌日扱」の場合は、翌営業日のお振込となります。
○訂正依頼に際しては、当行所定の手数料をいただきます。

振込金額のうち 未決済小切手 万一小切手が決済されなかった場合はその金額の振込を取り消し、小切手は当店においてお返しいたします。

Table with columns for transfer amount (3万円未満, 3万円以上) and rows for transfer fees (振込手数料, 振込手数料(消費税込)) for different banks (本店, 他行).



No 3000083<sup>9</sup>

年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-10-09*	預り金	*12,860	普通預金 松河議員	*11,096,767
2 30-10-09*		*3,072	普通預金 有澤議員	*11,093,695
3 30-10-09*		*3,072	普通預金 押田議員	*11,090,623
4 30-10-09*		*3,072	普通預金 竹田議員	*11,087,551
5 30-10-09*		*5,728	電話料	*11,081,823
6 30-10-16*		*12,860	普通預金 鋪田議員	*11,068,963
7 30-10-16*		*6,564	普通預金 鋪田議員	*11,062,399
8 30-10-16*		*3,072	普通預金 石森議員	*11,059,327
9 30-10-16*		*3,072	普通預金 泉議員	*11,056,255
10 30-10-16*		*10,108	明文堂	*11,046,147
11 30-10-16*		*3,672	明文堂	*11,042,475
12 30-10-16*		*10,877	明文堂	*11,031,598
13 30-10-16*		*324	振込み手数料	*11,031,274
14 30-10-22	振込	トヤマシキ カイヨ弘カ	*9,900,000	*20,931,274
15 30-10-23	振込資金	*6,127	SMBC(シブフンタイ	*20,925,147
16 30-10-23		*2,885	インターネット代	*20,922,262
17 30-10-25*		*320,000	給料	*20,602,262
18 30-10-26		*3,093	シブフンタイ(セテ)イカ	*20,599,169
19 30-10-29		*7,093	フジタシブフンホ	*20,592,076
20 30-10-29		*11,880	タイフレンド	*20,580,196
21 30-10-30*		*46,390	普通預金 泉議員	*20,533,806
22 30-10-30*		*3,072	普通預金 成田議員	*20,530,734
23 30-10-30*		*54,930	普通預金 宮川議員	*20,475,804
24 30-10-30	振込資金	*68,773	コピーカウソ代	*20,407,031

(お知らせ)  
 1. 通帳にご振出のあるお取引のときは年月日順に\*と表示します。  
 2. 証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。  
 タクシー 〇〇-〇〇  
 トリクター 〇〇-〇〇

お支払いできる日  
 お支払できる期間は、所定の  
 不渡返金時限後となります。

9

## 普通預金通帳

店番号 口座番号

富山市自由民主党様

北陸銀行

FAX220

MIZ220

# 振込手数料一覧表

平成28年7月18日現在

(振込1件当たり、消費税および地方消費税込み)

		振込金額	
		3万円未満	3万円以上
窓口利用	北陸銀行あて	324円	540円 /
	他行あて	648円	864円
ATM利用	北陸銀行(※) 北海道銀行あて	216円	432円
	他行あて	432円	648円
キャッシュカード 利用	北陸銀行あて	270円	486円
	他行あて	540円	756円
ATM 利用	北陸銀行あて	216円	432円
	他行あて	432円	648円
北陸銀行 まで	ほくぜんポイント倶楽部(※) 500ポイント以上	0円	0円
	ほくぜんポイント倶楽部(※) 500ポイント未満	108円	216円
	他行あて	324円	540円
北陸銀行 あて	北陸銀行あて	216円	432円
	他行あて	432円	648円
北陸銀行 あて	北陸銀行あて	216円	432円
	他行あて	540円	756円

(注1) ほくぜんポイント倶楽部(※)で500ポイント以上のお客さまは、ご利用の当行キャッシュカードと同じ取引店口座への振込の場合振込手数料は無料となります。

(注2) お振込には振込手数料のほか、時間外手数料、他行利用手数料が必要となる場合がございます。またATMでは、10万円を超える現金のお振込みはできません。

(注3) 別途、基本料金として送金1先につき年間848円(税込)が必要となります。

(注4) 個人向けインターネットバンキング

(注5) ファームバンキングには、ほっと君Web Jr.、ビジネスIB、ほっと君A Nextを含みます。ご利用に際しては契約料、ご利用手数料が必要となります。

(※) ほくぜんポイント倶楽部は別途入会のお手続きが必要となります。条件が整い当行所定の期間経過後にサービスが適用されます。

詳しくは北陸銀行の窓口までおたずねください。

<p style="text-align: center;"><b>政務活動費 《事前》 審査書</b></p> <p style="text-align: center;">次のとおり、実施(購入等)してよろしいか。</p>					整理番号	3000096	1	1 枚目		
					会派名	自由民主党				
					議員名					
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	H30.10.2	堀	藏島	H30.10.1	村家	高田	高田	●	●
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	H30.10.2			H30.10.1					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	特記事項(第三者機関)			特記事項(会派)					
<input type="checkbox"/>	資料購入費									
<input type="checkbox"/>	人件費									
<input checked="" type="checkbox"/>	事務費									
支出予定金額 (振込手数料を含まず)		1,033,560 円								
支出内容		富山市議会政務活動費に係る審査等業務委託料 (平成 30 年 10 月 31 日支払い分)								
積算根拠		議員 1 人当たり 43,500 円 + 3,480 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税) = 46,980 円 / 46,980 円 × 22 人 (富山市議会自由民主党議員総数 22 人) = 1,033,560 円 /				価格の説明		富山市議会政務活動費に係る審査等業務委託契約に基づく		
購入(依頼)予定業者		富山市舟橋南町 7 番 18 号 碓井 太吉				<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )			取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし	
見積書等資料貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式 1 4 の貼付用紙に貼ってください。)										



富山市議会政務活動費に係る審査等業務委託契約書

富山市議会各会派（別表「会派一覧表」に示す会派（以下「委託者」という。））と碓井 太吉（以下「受託者」という。）とは、次のとおり富山市議会政務活動費に係る審査等業務委託契約を締結する。

（目的）

第1条 本業務は、政務活動費を充当する事業が、地方自治法その他関係法令等及び本契約書に基づき、別紙仕様書等に定めるところにより、政務活動費の適正執行に係る指導・助言を行うとともに、当該事業の事前又は事後の審査及び承認並びに例月監査（以下「審査」という。）を行い、もって本市議会の政務活動費の適正な運用を期し、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（業務委託料）

第2条 業務委託料の額は、金3,570,480円とする。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金264,480円）

（履行期間）

第3条 この契約の履行期間は、平成30年4月2日から平成31年3月31日までとする。

（一身上に関する事件等に関する相互の情報の提供）

第4条 委託者と受託者の双方は、特定の事件についての審査の制限の判断に資するため、この契約の締結後において、受託者若しくは受託者の父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は受託者若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係に該当する事実の有無につき相互に十分な情報を提供しなければならない。

（便宜供与）

第5条 委託者は、受託者からの要請がある場合は、受託者によるこの契約に基づく指導・助言又は審査の実施に適する場所（以下「審査室」という。）を提供するものとする。

（審査日の通知）

第6条 受託者は、受託者の審査の適正かつ円滑な遂行への協力に資するた

め、契約期間中の審査を実施する日（以下「審査日」という。）を定め契約後速やかに委託者に対し文書で通知を行うものとする。

- 2 受託者は、前項の規定により通知した審査日を変更しようとするときは、当該日の2週間前までに委託者に対し文書で変更の通知を行うものとする。

（責任者）

第7条 受託者は、受託者の行う業務について監理及び指示を行う責任者を選任し、その氏名その他必要な事項を委託者に通知する。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 責任者は、この契約書及び仕様書等に基づき、業務に関する指示、履行状況の確認及び検査等の職務を行う。

（審査等の実施）

第8条 委託者が審査を受けようとするときは、審査日の前日（その日が富山市の休日を定める条例（平成17年富山市条例第2号）第1条各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前の最初の休日ではない日）の午後5時までに、審査室へ必要書類を提出するものとする。

- 2 受託者は、前項の規定により委託者から提出された書類について、原則、当日中に審査を完了させるものとする。ただし、審査に当たって、受託者が関係法令等によっても判断困難な案件及び受託者からの修正指示等に対して委託者がその対応に時間を要する場合は、この限りではない。

- 3 受託者は、政務活動費を充当する事業が関係法令等に基づき適切に行われるよう、委託者に対し政務活動費の適正な運用及び使途の透明性の確保に資するための指導・助言を行うものとする。

（仕様書等に不適合な場合の措置等）

第9条 受託者は、受託者の業務の履行が仕様書等に適合しない場合において、委託者が再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

（契約の変更）

第10条 受託者は、受託者がこの契約の履行を完了するまでは仕様書等を変更することができる。

- 2 前項の場合において、履行期間、履行場所その他この契約に定める条件

を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議の上、定める。

3 委託者は、第1項に定めるもののほか、履行期間、履行場所その他この契約に定める条件を、受託者と協議の上、変更することができる。

4 委託者は、前2項の規定によりこの契約を変更したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、委託者と受託者とが協議の上、定める。

(報告)

第11条 受託者は、審査の実施を行う都度、別に定める様式により、委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、この業務の履行を完了したときは、直ちに委託者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

(資料の提出)

第12条 受託者は、指導・助言又は審査の実施にあたって必要があると認めるときは、委託者に関係資料の提出を求めることができる。

2 委託者は、前項の提出の要求があったときは、特別の事情がない限り、指導・助言又は審査の実施に関する資料を提出するものとする。

(業務委託料の支払い)

第13条 委託者は、第2条に定める業務委託料について、次の各号に定める期日に当該各号に定める金額を受託者に支払うものとする。

(1) 平成30年10月31日 金1,785,240円

(2) 平成31年 3月29日 金1,785,240円

2 受託者は、前項各号に掲げる期日の2週間前までに委託者ごとに所属議員数に応じた額の請求を行うものとする。

3 委託者は、自己の責に帰すべき事由により業務委託料の支払いを遅延した場合は、受託者に対し、第1項の期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項に規定する率で計算した額の遅延利息を加算して支払う。

(履行遅滞における損害金)

第14条 受託者は、自己の責めに帰すべき事由により、履行期間内に指導・助言又は審査を完了しない場合においては、業務委託料につき、その延長日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項に規定する率を乗じて得た

額の損害金を委託者に支払わなければならない。

(機密の保持)

第15条 受託者は、この契約により知り得た委託者の業務上の機密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。受託者がこの契約の履行を完了した（次条から第19条までの規定により、委託者又は受託者が、この契約を解除した場合を含む。）後も同様とする。

(委託者の解除権)

第16条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 履行期間の始期を過ぎてもこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (2) 受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法（明治40年法律第45号）第198条による刑が確定したとき又はこの契約の締結若しくは履行につき不正な行為があったとき。
- (3) 第19条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (4) この契約の履行にあたり、法令の規定等による必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この契約に違反し、この契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (6) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合。(カに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第17条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の100分の1.0に相当する額以上を違約金として徴収する。

(1) 前条の規定によりこの契約を解除したとき。

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、既済部分がこの契約の目的の一部を達せられると委託者が認めるときは、未済部分に対する金額とすることができる。

第18条 委託者は、履行期間が満了するまでの間は、前2条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合に



おける賠償額は、委託者と受託者とが協議の上、定める。

(受託者の解除権)

第19条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第10条に規定する契約の変更により、業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。この場合における賠償額は、委託者と受託者とが協議の上、定める。

(解除に伴う措置)

第20条 委託者は、第16条から前条までの規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する業務委託料を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し立てることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

(遅延利息の徴収)

第21条 受託者がこの契約に基づく損害金、賠償金又は違約金（以下「損害金等」という。）を委託者が指定する期限までに支払わないときは、委託者は、損害金等の額に当該期限を経過した日から支払いの日までの間の日数に応じ支払遅延防止法第8条第1項に規定する率で計算した額を遅

延利息として徴収する。

(損害金等の徴収方法)

第22条 委託者は、委託者の支払うべき業務委託料が損害金等（前条に規定する遅延利息を徴収する場合は、その額を加算したもの。以下この条において同じ。）の額以上である場合は、損害金等の額を相殺して支払うものとし、受託者の支払うべき損害金等の額が業務委託料を超える場合は、業務委託料を損害金等に充当し、なお不足する額を追徴する。

(審査等に要した諸資料の取扱い)

第23条 受託者は、指導・助言又は審査の実施に当たり用いた資料又はその写し（委託者と受託者の協議により、受託者が保存することが不適当とされたものを除く。）を、この契約の期間の終期から5年間保存しなければならない。

(契約に定めのない事項の処理)

第24条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、委託者と受託者の協議により決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、委託者と受託者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年4月2日

委託者 富山市新桜町7番38号  
富山市議会自由民主党  
会長 村家博



富山市新桜町7番38号  
富山市議会  
会長 堀江尚子



富山市新桜町7番38号  
富山市議会社会民主党議員会  
代表 村石篤



№3000096

富山市新桜町7番38号

富山市議会日本共産党

代表 赤 星 ゆかり



富山市新桜町7番38号

富山市議会

会長 橋 本 雅 雄



富山市新桜町7番38号

富山市議会光

代表 上 野 蛍



富山市新桜町7番38号

富山市議会日本維新の会

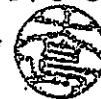
代表 木 下 章 広



富山市新桜町7番38号

富山市議会フォーラム38

代表 犬 島 満



受託者 富山市舟橋南町7番18号

碓 井 太 吉



別表

## 会派一覧表

会派名	所属議員数	電話番号
自由民主党	22名	076-443-2152
公明党	4名	076-443-2155
社会民主党議員会	3名	076-443-2153
日本共産党	2名	076-443-2156
会派 誠政	2名	076-443-2154
光	2名	076-443-2245
日本維新の会	2名	076-443-2246
フォーラム38	1名	076-443-2247

所在地：富山市新桜町7番38号

## 仕 様 書

- 1 件名 富山市議会政務活動費に係る審査等業務
- 2 履行場所 富山市新桜町7番38号  
富山市役所議会棟
- 3 履行期間 平成30年4月2日から平成31年3月31日まで  
(ただし、平成30年4月中においては、平成29年度分の政務活動費についても審査対象とする。)
- 4 業務内容 政務活動費を充当する事業が関係法令等(第8項各号に掲げるものをいう。)に基づき適切に行われるよう、政務活動費の適正な運用及び使途の透明性の確保に資するための指導・助言並びに当該事業の実施前の審査(以下「事前審査」という。)、実施後の審査(以下「事後審査」という。)及び例月監査を行い、疑義のあるときは修正指示等を行う。  
ただし、関係法令等によっても判断困難な疑義案件があったときは、議長(議会事務局)と協議するものとする。
  - (1) 事前審査 視察、市政報告会等の活動の実施、物品の調達(印刷、借上げ、委託等を含む。)等の事業等の実施前に事業目的や内容(対象、数量、金額、効果等)の妥当性について政務活動費《事前》審査書及び添付書類により当該事業等の実施の適否を審査し、政務活動費として適合する場合は、承認(疑義のあるときは修正指示等を含む。)を行う。
  - (2) 事後審査 実施された事業等が事前手続きにより承認された事業内容及び金額の範囲内で実施されたか、事前承認の内容と実施内容が異なる場合、関係法令等及び目的等に反していないか等政務活動費の執行上のルールを逸脱していないことを政務活動費【事後】審査書兼支出伝票及び添付書類により審査し、政務活動費として適合する場合は支出についての承認(疑義のあるときは修正指示等を含む。)を行う。
  - (3) 例月監査 各会派の政務活動費に関し、会計帳簿、備品台帳等について、適正に行われているか監査する。

5 業務頻度

- (1) 週間業務 原則毎週1回、各会派で事前承認済みのものの事前審査及び各会派で事後承認済みのものの事後審査を行う。
- (2) 例月業務 原則月に1回(毎月2回目の審査日)、各会派が月締めして整備したものの例月監査を行う。
- (3) その他 週間業務及び例月業務、その他指導等(以下「本件業務」という。)の具体的な実施日については、別途協議し、本件業務の年間実施日を事前に決定すること。ただし、受託者が本件業務の実施日を変更しようとするときは、当該日の2週間前までに委託者に文書で通知すること。

6 実施体制

本件業務は、必ず公認会計士を責任者として配置するものとし、審査により承認となる場合は、当該業務に従事した責任者が政務活動費《事前》審査書等の第三者機関承認欄の責任者欄に押印するものとする。

また、本件業務には、担当者として責任者となる公認会計士以外の公認会計士を配置するものとし、審査により承認となる場合は、政務活動費《事前》審査書等の第三者機関承認欄の担当者欄に押印するものとする。ただし、富山市議会政務活動費のあり方検討会座長(以下「座長」という。)が必要と認める場合においては、公認会計士以外の者を補助者として本件業務に従事させることができるものとし、当該補助者は、審査により承認となる場合は、政務活動費《事前》審査書等の第三者機関承認欄の担当者欄に押印するものとする。












なお、本件業務に従事する者については、事前に座長に報告するものとする。

7 報告書

- (1) 審査等日報 本件業務の実施日ごとに作成し、当該業務の終了時に提出すること。
- (2) 実績報告書 本件業務の履行が全て完了したときには、直ちに本件業務に係る報告書(委託者の数分)を提出すること。

8 関係法令等

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)
- (2) 富山市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年富山市条例第6号)
- (3) 富山市議会政務活動費の交付に関する規則(平成17年富山市規則第2号)
- (4) 富山市議会政務活動費の運用指針(手引き)(平成29年3月策定)

<b>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</b>					整理番号	3000096	2	1枚目		
					会派名	自由民主党				
					議員名					
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	受付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	H30.10.16			H30.10.12					
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	H30.10.16			H30.10.15					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)			起案日	支払完了報告				
<input type="checkbox"/>	資料購入費	支払件数	年	月	日	H30.10.30	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	人件費	1	30	10	30	承認日				
<input checked="" type="checkbox"/>	事務費					H30.10.30				
特記事項(第三者機関)					特記事項(会派)					

政務活動費 支出額 (振込手数料を含む)	1,034,100円	内、振込手数料	北陸銀行 540円
支出内容	富山市議会政務活動費に係る審査等業務委託料 (平成30年10月31日支払い分)		
積算根拠	議員1人当たり43,500円+3,480円(うち取引に係る消費税及び地方消費税)=46,980円 46,980円×22人(富山市議会自由民主党議員総数22人)=1,033,560円	価格の説明	富山市議会政務活動費に係る審査等業務委託契約に基づく
購入(依頼)業者	富山市舟橋南町7番18号 碓井 太吉	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし
証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)			

# 請求兼振込依頼書

平成30年10月12日

富山市議会 自由民主党  
 会長 村家 博 様

富山市舟橋南町7番18号  
 碓 井 太 吉

**請求金額 1,033,560 円**

件名及び内訳 富山市議会政務活動費に係る審査等業務委託料  
 (平成30年10月31日支払い分) として

上記の金額を請求します  
 なお、下記の口座に振込願います。

金融機関	[REDACTED]
預金種目	[REDACTED]
口座番号	[REDACTED]
フリガナ 口座名義	ウス イ タ キチ 碓 井 太 吉



**貼付用紙**

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。  
B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

**領 収 証**

平成30年10月30日

富山市議会 自由民主党

会長 村家 博 殿

¥ 1,033,560

上記の通り領収致しました。

件名及び内訳 富山市議会政務活動費に係る審査等業務委託料 (平成30年10月31日支払い分)



富山市舟橋南町7番18号

碓井太吉

電話 (076) 442-3250

貼付用紙

見積書・証拠書類等資料貼付欄(A4版以上の大きさの書類は貼る必要がありません。

B6版、A6版など、小さい用紙は貼ってください。)

翌日扱  振込日付

平成 年 月 日

3 0 1 0 3 0

・振込金受取書(兼手数料受取書) } いずれかを二重線で抹消  
 ・振込受付書(兼手数料受取書)

電信扱

振込先

▼銀行名(漢字) 左づめでご記入ください。 銀行 信金 農協 信組 その他 ▼支店名(漢字) 左づめでご記入ください。

支店

カタカナで姓と名の間に1マスあけて左づめでご記入ください(濁点(゜)、半濁点(゜)も1字)

ウ ス イ タ キ ケ

法人の場合は、カ) 等略称でご記入ください。

記入しきれない場合は、下記「備考」欄に続けてご記入ください。

預金種目 普通 当座 貯蓄 その他

▼左づめでご記入ください。

〇をおつけください

金額

十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円

1 0 3 3 5 6 0 円

石佳井 太吉 様

カタカナで姓と名の間に1マスあけて左づめでご記入ください(濁点(゜)、半濁点(゜)も1字)

ト ヤ マ シ キ ヲ カ イ シ コ ウ ミ シ

法人の場合は、カ) 等略称でご記入ください。

記入しきれない場合は、下記「備考」欄に続けてご記入ください。

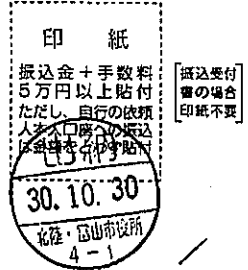
富山市議会 自由民主党

日中のご連絡先 (076-443-2152) 様

当行をご利用いただきありがとうございます。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

株式会社 北陸銀行

店



- 振込金として現金または有価証券(当座小切手等)を受領した場合は、「振込金受取書(兼手数料受取書)」,これ以外(預金払戻請求書・口座振替)による場合は、「振込受付書(兼手数料受取書)」として使用しています。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがあります。
- やむを得ない事由による通信機器・回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- この振込は、振込規定により取り扱います(振込規定ご入用の方はお申し出ください)。
- 「翌日扱」の場合は、翌営業日のお振込となります。
- 相戻・訂正依頼に際しては、当行所定の手数料をいただきます。

振込金額のうち  
未決済小切手  
万一小切手が決済されなかった場合はその金額の振込を取り消し、小切手は当店においてお返しいたします。

		3万円未満	3万円以上	
振込手数料(消費税込)	本支店	324	540	その他(体支店)
	他行	648	864	その他(他行)

No 3000096<sup>10</sup>

年月日	摘要	お支払い金額 (円)	お預かり金額 (円)	差し引き残高 (円)
1 30-10-30	振込資金	*1,034,100	業務委託料	*19,372,931
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)  
 1. 滞振のご提出のあるお取引のときは年月日欄に\*と表示します。  
 2. 証券類をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。  
 タケシ 〇〇-〇〇  
 トリタテ 〇〇-〇〇

→ お支払いできる日  
 お支払できる期間は、所定の  
 不償還返済期限経過となります。

10

## 普通預金通帳

店番号

口座番号

富山市自由民主党様

北陸銀行

# 振込手数料一覧表

(振込1件当たり、消費税および地方消費税込み)

		振込金額	
		3万円未満	3万円以上
窓口利用	北陸銀行あて	324円	540円
	他行あて	648円	864円
ATM利用	北陸銀行(注1)あて	216円	432円
	他行あて	432円	648円
	現金	270円	486円
	他行あて	540円	756円
定期振込	北陸銀行あて	216円	432円
	他行あて	432円	648円
手形振込	北陸銀行あて	108円	216円
	他行あて	324円	540円
電信振込	北陸銀行あて	216円	432円
	他行あて	432円	648円
FAX振込	北陸銀行あて	216円	432円
	他行あて	540円	756円

(注1) ほくぜんポイント倶楽部で500ポイント以上のお客さまは、ご利用の当行キャッシュカードと同じ取引店口座への振込の場合振込手数料は無料となります。

※ほくぜんポイント倶楽部は別途入会のお手続きが必要となります。条件が整い当行所定の期間経過後にサービスが適用されます。

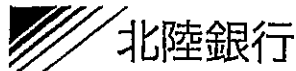
(注2) お振込には振込手数料のほか、時間外手数料、他行利用手数料が必要となる場合がございます。またATMでは、10万円を超える現金のお振込みはできません。

(注3) 別途、基本料金として送金1先につき年間648円(税込)が必要となります。

(注4) ご利用に際しては契約料、ご利用手数料が必要となります。

(注5) ファームバンキングには、ほっと君Web Jr.、ビジネスIB、ほっと君A Nextを含みます。

詳しくは〈ほくぜん〉の窓口までおたずねください。



<b>政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票</b>						整理番号	3000090	2	1	枚目
						会派名	自由民主党			
						議員名				
<input type="checkbox"/>	調査研究費	第三者機関承認欄			会派承認欄					
<input type="checkbox"/>	研修費	交付日	責任者	担当者	起案日	代表者	役員	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	広報広聴費	H30.10.2	堀	齋	H30.10.1	村	高	高	●	●
<input type="checkbox"/>	要請・陳情活動費	承認日			承認日					
<input type="checkbox"/>	会議費	H30.10.2			H30.10.1					
<input type="checkbox"/>	資料作成費	支払日(口座振込完了日)				起案日	支払完了報告			
<input checked="" type="checkbox"/>	資料購入費	支払回数	年	月	日	H30.10.31	代表者	経理責任者	事務員	申請者
<input type="checkbox"/>	人件費	1	30	10	31	承認日	村	高	●	●
<input type="checkbox"/>	事務費					H30.11.2				
特記事項(第三者機関)						特記事項(会派)				
						整理番号 3000006-1 で事前審査済				

政務活動費 支出額 (振込手数料を含む)	3,072円	内:振込手数料	0円
支出内容	(10月分) 北日本新聞 自由民主党控え室新聞購読料 銀行口座引き落とし (10月31日の予定) 口座振替日 月末(金融機関の毎月の最終営業日)		
積算根拠	朝刊のみ 北日本新聞 1ヶ月 3,072円 (税込)	価格の 説明	
購入(依頼) 業者	富山市舟橋北町6-20 (株)北日本新聞前澤販売店	<input checked="" type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者 <input type="checkbox"/> 通販業者 <input type="checkbox"/> 他( )	取引規定 <input checked="" type="checkbox"/> 抵触なし

証拠書類等貼付欄(この欄に納まらない場合は、様式14の貼付用紙に貼ってください)

**領収証**

30-00-049-00 (00007997) 2018年10月分  
富山市新桜町7-38 市役所6階  
**富山市議会自由民主党様**

銘柄	柄	部数	金額	合計金額
北日本新聞	朝刊	1	3,072	<b>¥3,072</b>

(消費税込み)  
毎度ご購読有難うございます。  
上記金額正に領収致しました。  
2018年10月31日

ご購読有り難うございます。購読料の口座振替受付中。

(株)北日本新聞前澤販売店  
富山市舟橋北町6-20  
電話: 076-432-1680

**北日本新聞**  
KITANIPPON SHIMBUN

富山市舟橋北町6-20  
担当 者

※この領収証は、当店において正しく発行し、領収証を完全な形で返却することにより、印刷・コピー等により複製されたものには、領収証としての効力を認めません。

№ 3000090<sup>10</sup>

年月日	摘要	お支払い金額(円)	お預かり金額(円)	差し引き残高(円)
1 30-10-30	振込資金	*1,034,100	業務委託料	*19,372,931
2 30-10-31	新聞代金	*3,072	北日本新聞	*19,369,859
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)  
 1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日別に\*と表示します。  
 2. 証券類をお預け入れのときは、お支払い金額順に次のとおり表示します。  
 タケン- 〇〇-〇〇  
 トリッテ- 〇〇-〇〇

→ お支払いできる日  
 お支払できる期間は、所定の  
 不渡期限時間経過後となります。

10

## 普通預金通帳

店番号 口座番号

富山市自由民主党様

北陸銀行